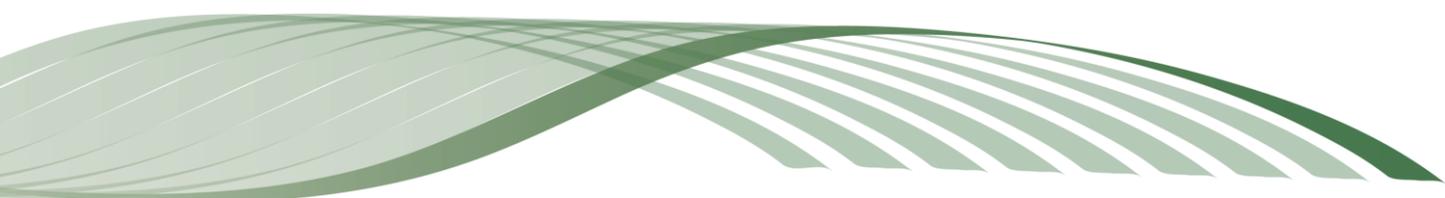




## 第6章

# 立地の適正化に関する 基本的な方針





# 1. 都市づくりの目標

立地の適正化に関する基本的な考え方は、都市計画マスタープランの都市づくりの目標に基づくものとします。また、今後、人口減少や少子高齢化が進むことが見込まれるなかで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりの推進に向け、立地適正化計画における都市づくりの方針と目標を以下のとおり設定します。





## 2. 目指すべき都市の骨格構造

都市の骨格構造は、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、次の「拠点」と「ネットワーク」によって構成します。

### (1) 拠点

都市計画マスタープランにおける「都市交流拠点」、「広域商業拠点」、「地域交流拠点」、「生活交流拠点」を都市の骨格構造の拠点として位置付けます。

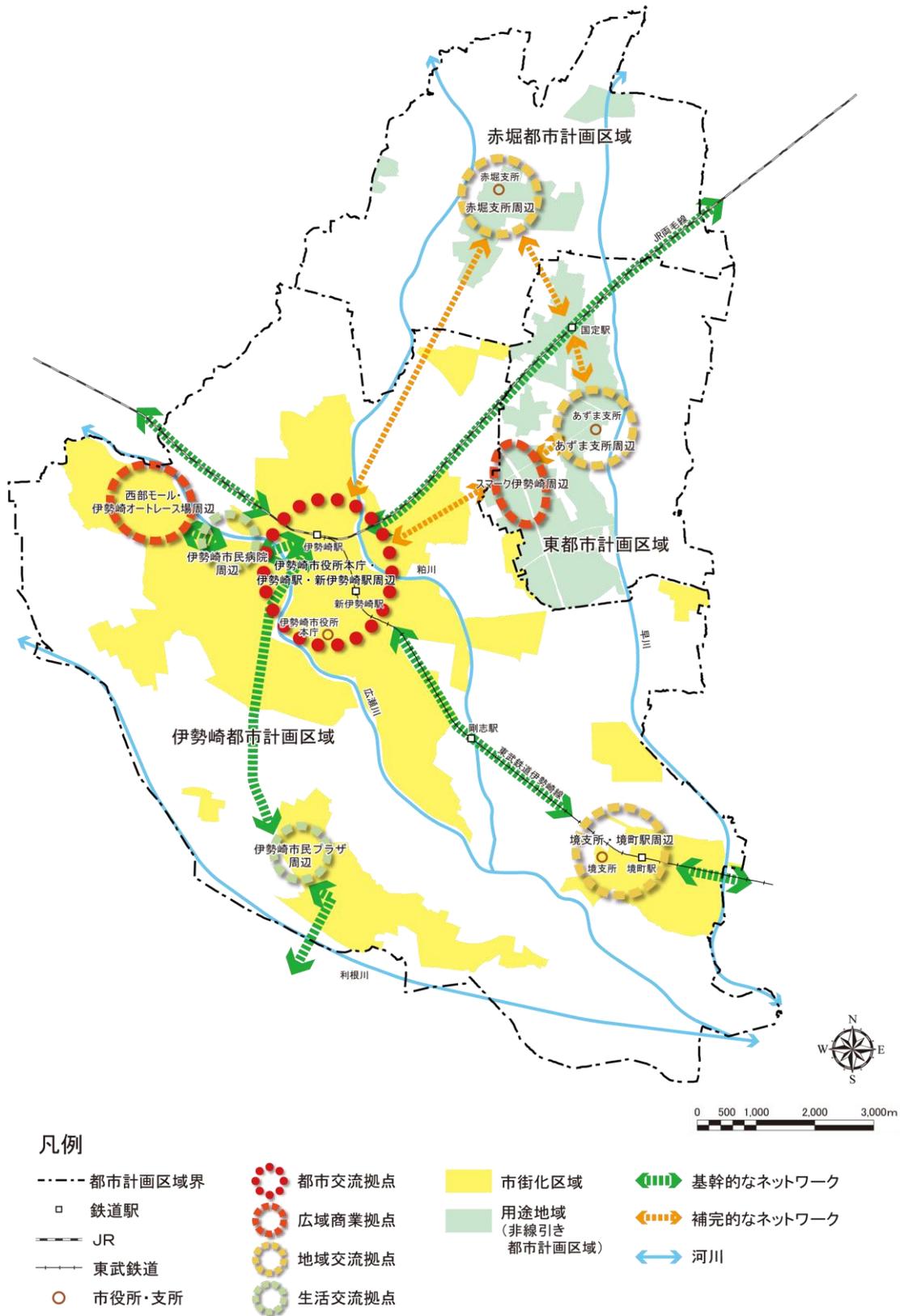
都市の骨格構造の拠点	都市計画マスタープランにおける位置付け	
伊勢崎市役所本庁・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺	都市交流拠点	○本市の経済活動や市民の暮らしを支える高次の都市機能と、歩いて暮らせるまちなか居住を支える居住機能が集積する本市の中心的な拠点
西部モール・伊勢崎オートレース場周辺	広域商業拠点	○大規模商業施設、様々なレクリエーション機能を備えた、賑わいのある広域的、複合的な商業空間を形成する拠点
スマーク伊勢崎周辺		
境支所・境町駅周辺	地域交流拠点	○地域における行政サービス、市民の交流を支える地域の中核的な機能、日常生活サービス機能の集積を生かしながら、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した拠点
赤堀支所周辺		
あずま支所周辺		
伊勢崎市民病院周辺	生活交流拠点	○地域のコミュニティ活動を支える機能、日常生活サービス機能の集積を生かしながら、日常的な暮らしを支える身近な機能が整った拠点
伊勢崎市民プラザ周辺		

### (2) ネットワーク

隣接都市と拠点、拠点間を結び、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保すべき公共交通を「基幹的なネットワーク」として位置付けます。

基幹的なネットワークを補完し、郊外部における拠点間のアクセスを維持する公共交通を「補完的なネットワーク」として位置付けます。

図 都市の骨格構造



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

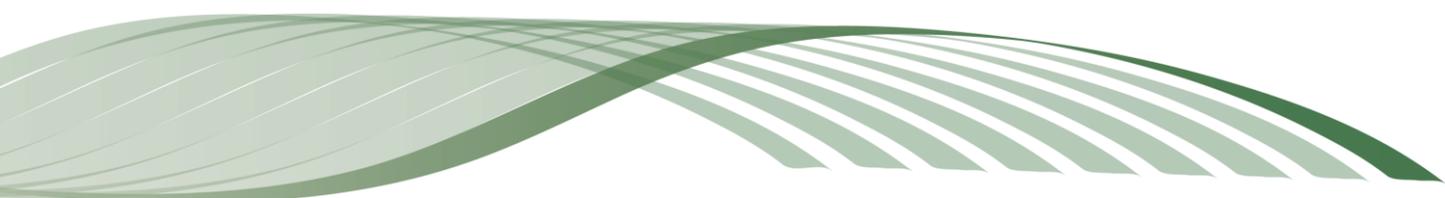
資料編





## 第7章

## 居住誘導区域





## 1. 居住誘導区域の基本的な考え方

都市計画運用指針（第13版・令和7（2025）年3月）に示された居住誘導区域の設定に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

①基本的な考え方	
◇人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。	
◇都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。	
②設定の考え方	
1) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域	
ア	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
イ	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
ウ	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
2) 都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域 ※なお、これらの区域を居住誘導区域から除外する場合は、軽微な変更として扱う。	
ア	市街化調整区域
イ	災害危険区域（条例により住宅の建築が禁止されている区域）
ウ	農用地区域、農振農用地区域外で集团的・良好な営業条件を備えている農地または採草放牧地
エ	国立・国定公園特別地域、保安林、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域特別地区、保安林予定森林の区域、保安施設地区
オ	地すべり防止区域
カ	急傾斜地崩壊危険区域
キ	土砂災害特別警戒区域
ク	浸水被害防止区域
3) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	
ア	津波災害特別警戒区域
イ	災害危険区域（※上記2）イを除く）
4) 災害リスク等を総合的に勘案し、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 ※居住誘導区域に含める場合には、防災指針において当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要。	
ア	土砂災害警戒区域
イ	津波災害警戒区域
ウ	浸水想定区域
エ	調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 （土砂災害防止法に基づく基礎調査、都市浸水が想定される区域 等）
5) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	
ア	工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
イ	特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
ウ	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
エ	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
③留意すべき事項	
◇居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべきである。	
◇将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。	

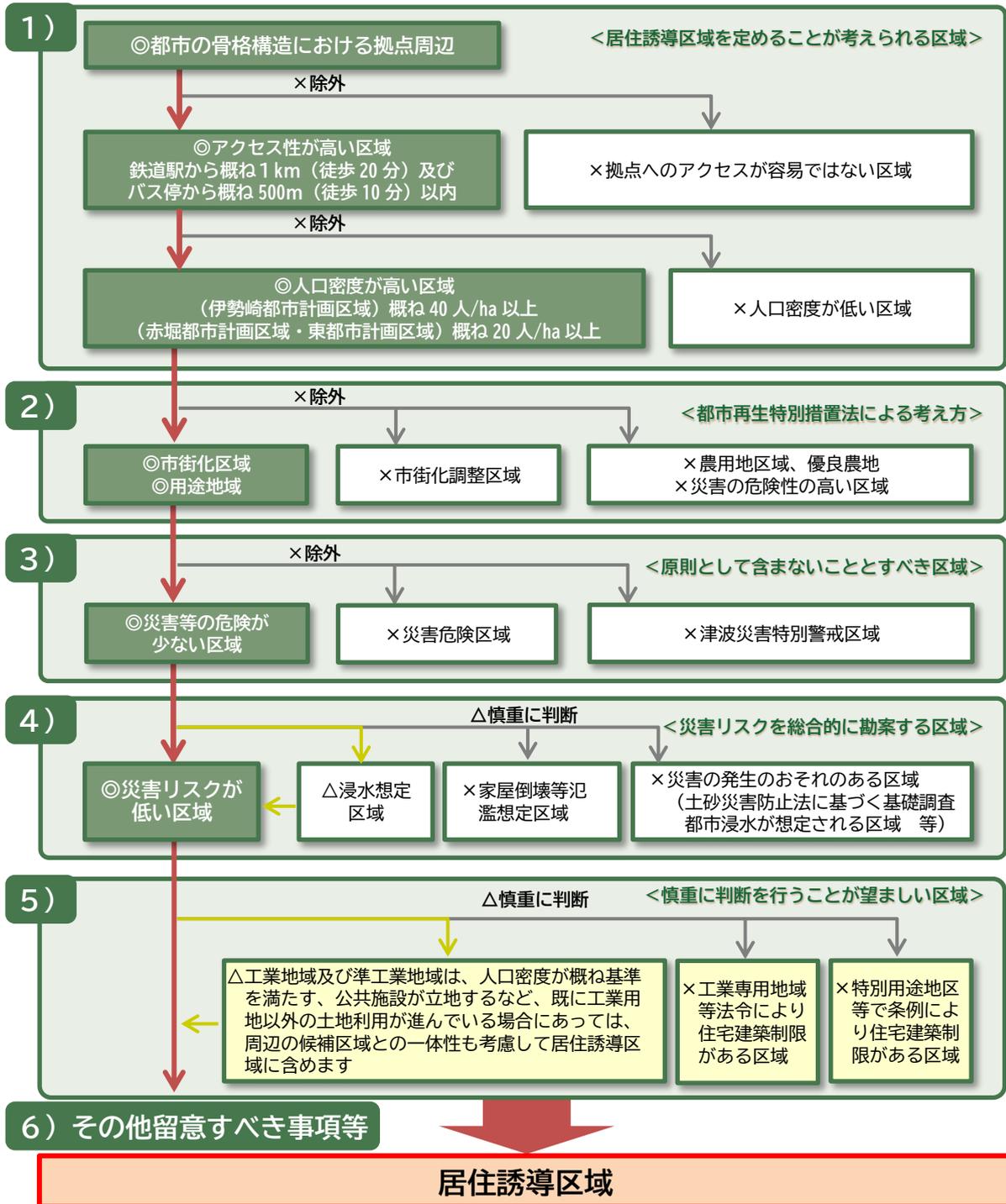
※網掛けは、本市に該当がない区域等

## 2. 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、都市計画運用指針に示された設定の考え方にに基づき、伊勢崎都市計画については市街化区域を対象として、赤堀都市計画区域及び東都市計画区域については用途地域を対象として設定します。

将来都市構造において定めた拠点や区域、居住誘導区域の考え方を考慮し、次のフローに基づき、候補区域を抽出したうえで、居住誘導区域を設定します。

図 居住誘導区域の設定フロー



## 2-1 居住誘導区域を定めることが考えられる区域 【②設定の考え方-1】

- 「都市の骨格構造」で位置付けた都市交流拠点、広域商業拠点、地域交流拠点、生活交流拠点の周辺を候補区域とします（「第3章 都市づくりの目標」将来都市構造図（P.41）を参照）。
- 居住機能が集積する区域として、伊勢崎都市計画区域においては、都市計画運用指針の人口密度水準を考慮して概ね40人/ha以上、赤堀都市計画区域及び東都市計画区域においては、現状の用地地域内の人口密度（赤堀都市計画区域：26.8人/ha、東都市計画区域：21.0人/ha）を維持しつつ、まちのまとまりとしての人口密度・規模を確保する観点で概ね20人/ha以上の人口密度を有する区域を候補区域とします。
- 都市交流拠点等の拠点に、公共交通により比較的容易にアクセスすることができる区域として、鉄道駅から、概ね1km（徒歩20分）及びバス停から、概ね500m（徒歩10分）以内の区域を候補区域とします。

図 人口密度  
【②設定の考え方-1】

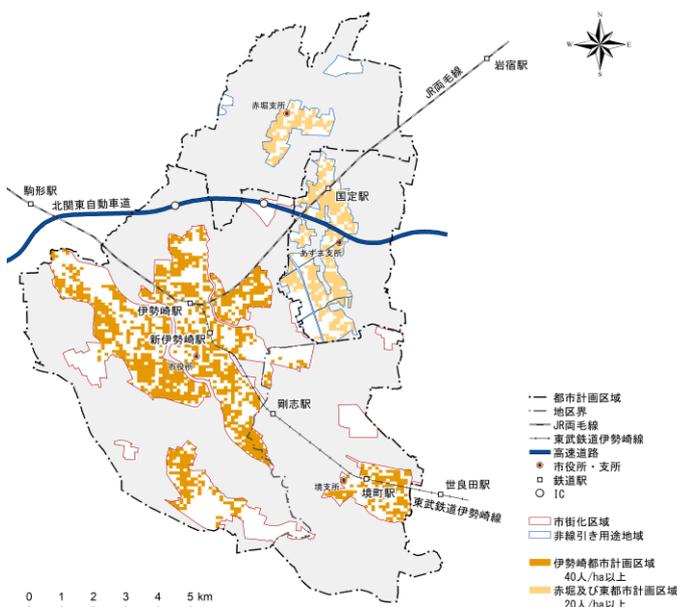


図 公共交通アクセス性  
【②設定の考え方-1】

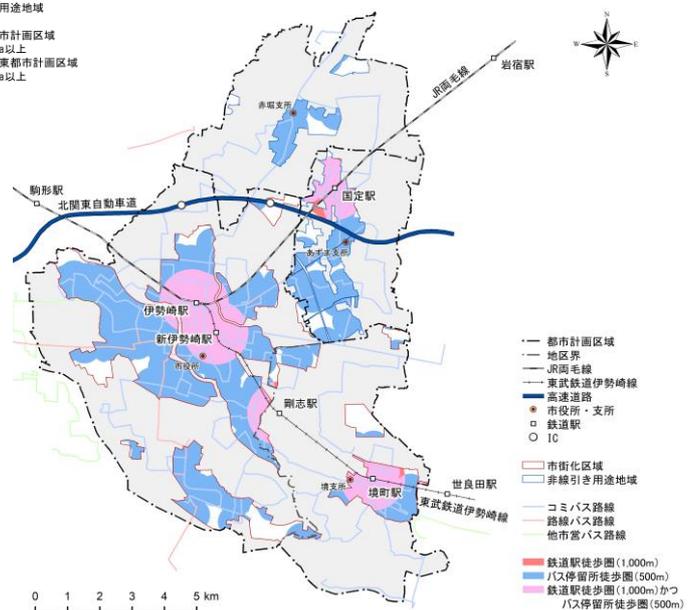
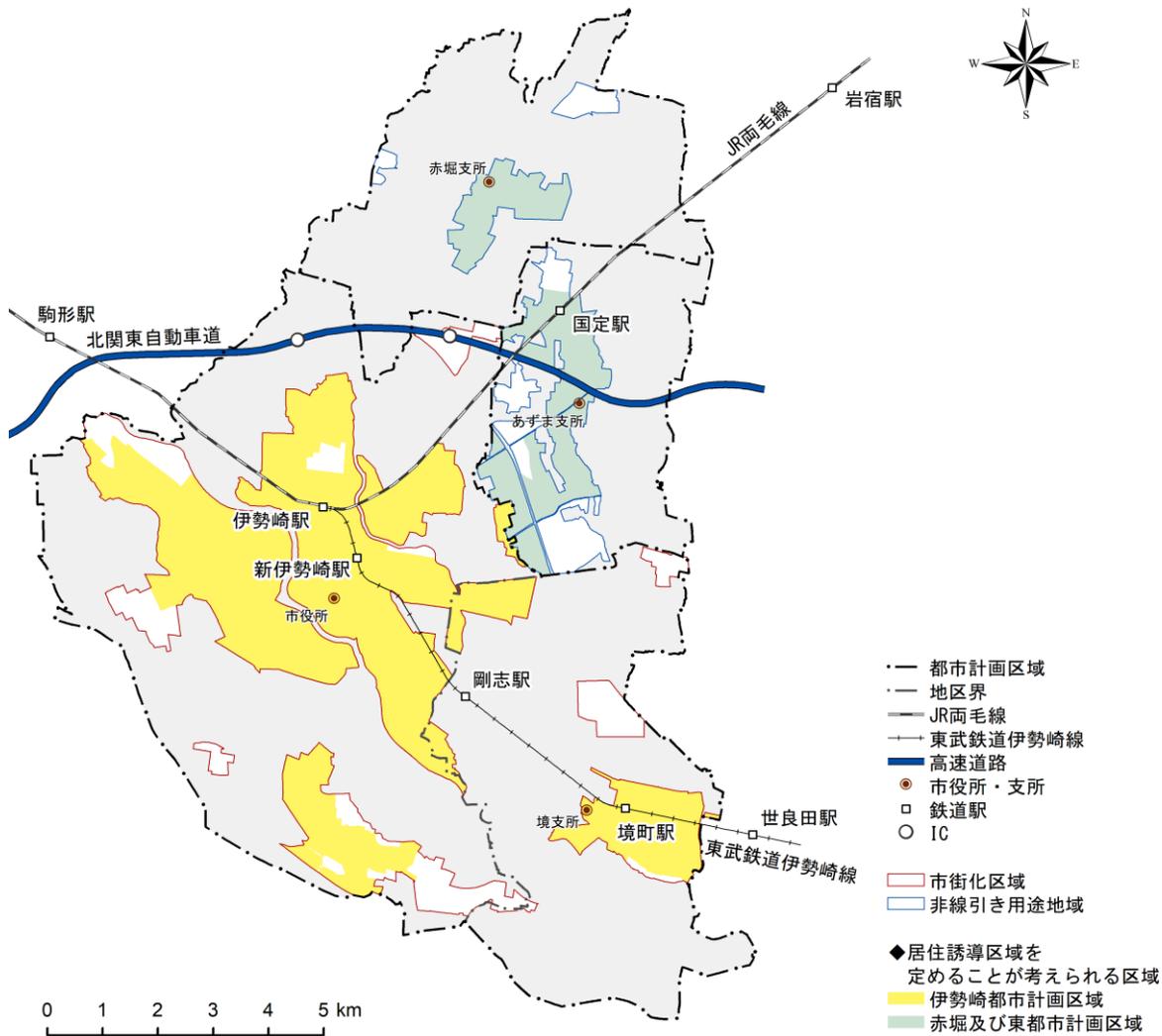


図 居住誘導区域を定めることが考えられる区域【②設定の考え方-1】



## 2-2 都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域【②設定の考え方-2】

○都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条に規定されている区域のうち、以下の区域については、居住誘導区域から除外します。

<本市に該当する区域>

ア 市街化調整区域

ウ 農用区域、農振農用区域外で集团的・良好な営業条件を備えている農地

○なお、居住誘導区域の候補区域は、伊勢崎都市計画区域の市街化区域、赤堀都市計画区域及び東都市計画区域の用途地域を対象として設定するため、上記ア・ウは含まれないことから、この考え方に基づき除外する区域はありません。

## 2-3 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 【②設定の考え方-3】

○災害リスクのある以下の区域については、原則として居住誘導区域から除外します。

- ア 津波災害特別警戒区域
- イ 災害危険区域

○なお、居住誘導区域の候補区域には、上記ア・イに該当する区域はありません。

## 2-4 災害リスク等を総合的に勘案し、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域【②設定の考え方-4】

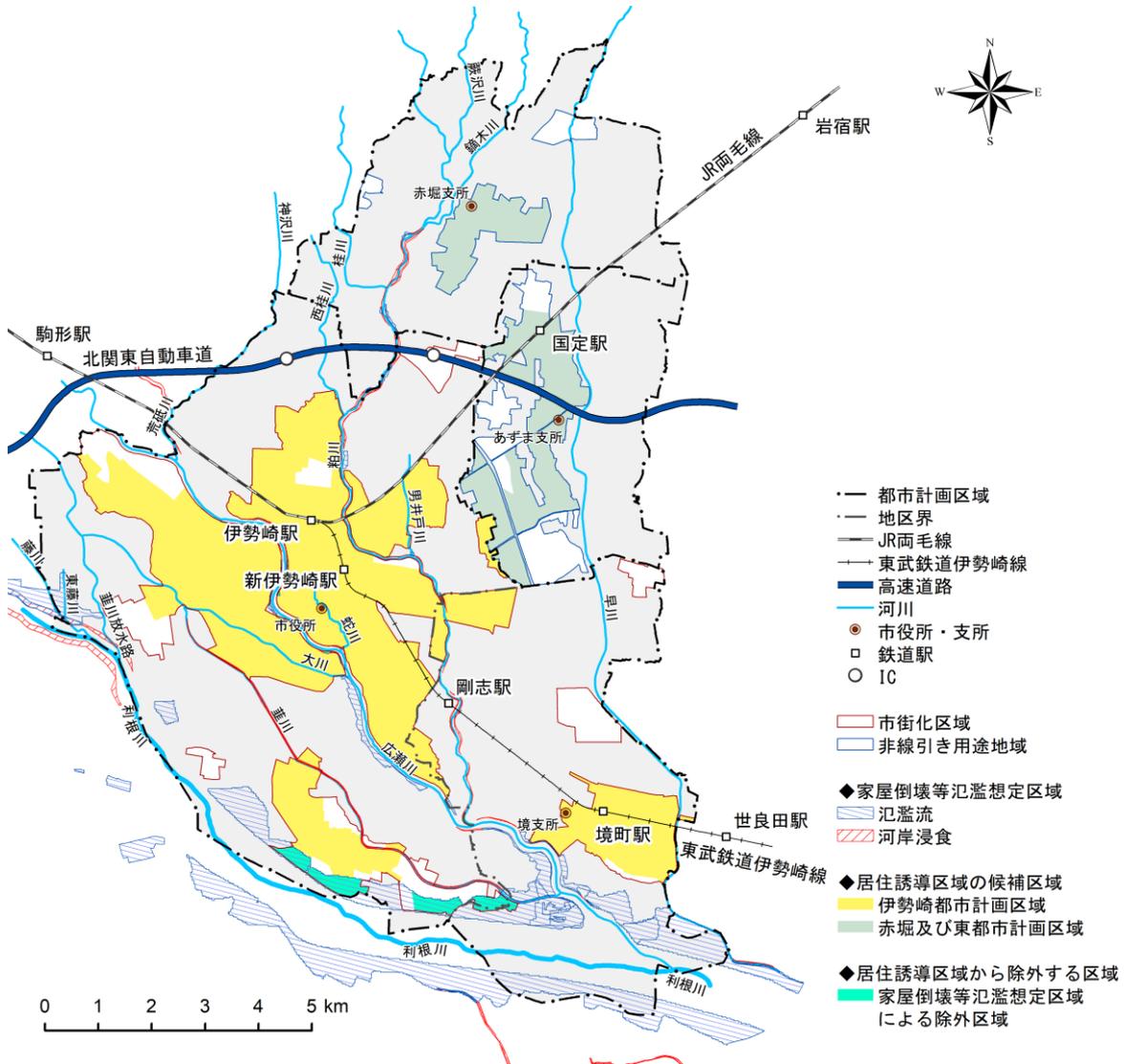
○以下の区域については、災害リスク等を総合的に勘案し、原則として居住誘導区域から除外します。

<本市に該当する区域>

- ウ 浸水想定区域
- エ 調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域  
(土砂災害防止法に基づく基礎調査、都市浸水が想定される区域 等)

- 居住誘導区域の候補区域は、広瀬川などの河川沿いを中心に浸水想定区域に含まれますが、「防災指針」において、災害リスクの分析により抽出した課題を踏まえ、防災まちづくりの基本的な考え方と具体の取組を示すことで、リスクの軽減を図るものとし、居住誘導区域に含めます。
- 一方、災害時または被災時の危険性が特に高い家屋倒壊等氾濫想定区域については、居住誘導区域から除外します。

図 災害リスク等を総合的に勘案し、居住誘導区域から除外する区域  
【②設定の考え方-4】



※洪水浸水想定区域については、「図 洪水浸水想定区域（降雨頻度別）」（別冊資料編 P. 2～6）参照

## 2-5 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域【②設定の考え方-5】

○以下の区域については、居住誘導区域に含めない、または含めることについて慎重に判断します。

### <含めない区域>

ア 工業専用地域等、法令により住宅の建築が制限されている区域

イ 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域

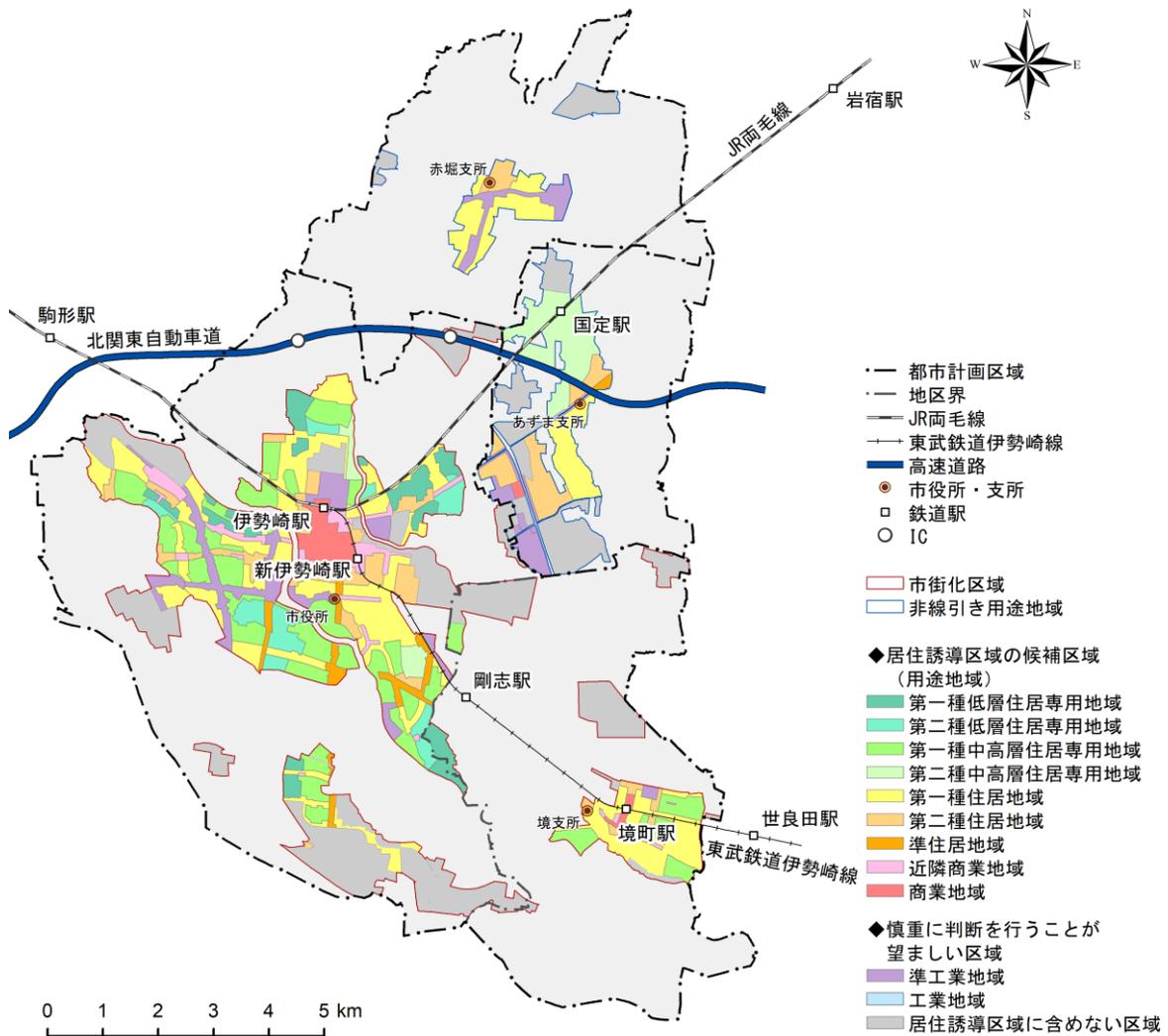
### <慎重に判断する区域>

ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

- 工業専用地域は、住宅の建築が制限されていることから、居住誘導区域に含めないものとします。
- 特別用途地区、地区計画等で、住宅の建築が制限されている「特別業務地区（第1種地区）」、「多田山産業団地地区計画区域」及び「境百々地区地区計画区域」は、土地利用純化の観点から、居住誘導区域に含めないものとします。
- 工業地域及び準工業地域は、人口密度が概ね基準を満たす、公共施設が立地するなど、既に工業用地以外の土地利用が進んでいる場合にあっては、周辺の候補区域との一体性も考慮して居住誘導区域に含めます。なお、これらの区域については、将来的な都市計画上の位置付けの見直しも視野に、周辺状況も踏まえ、状況を注視していきます。

図 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域  
【②設定の考え方-5】



## 2-6 その他留意すべき事項等

○以下の区域について、本市の地域特性を踏まえた設定の考え方は下記のとおりです。

<含める区域>

ア 土地区画整理事業などの市街地開発事業が実施済または事業中の区域

<含めない区域>

イ 土地区画整理事業などが未施行の区域で施行済区域に隣接する区域

ウ 都市計画マスタープランにおいて、居住以外の機能集積を誘導することが位置付けられた区域

エ 大規模な公園など、居住誘導することが適切でない区域

オ 道路などによって分断され、人口密度を満たしていない区域と一体性があると判断される区域

カ 居住誘導区域から除外する区域によって飛び地となる区域

○市街地開発事業が実施済または事業中の区域は、良好な居住環境の確保に資するこれまでの公共投資を有効に活用する観点から、原則として居住誘導区域に含めることとします。

○稲荷町周辺、境女塚周辺は、土地区画整理事業などが未施行の区域で施行済区域に隣接し、人口密度水準も満たしているものの、公共投資を有効に活用する視点から土地区画整理事業施行済区域に居住を誘導することとし、居住誘導区域に含めないものとします。

○都市計画マスタープランの土地利用方針に位置付けのある流通業務地については、流通業務機能の集積を誘導する区域に位置付けられることから、居住誘導区域に含めないものとします。

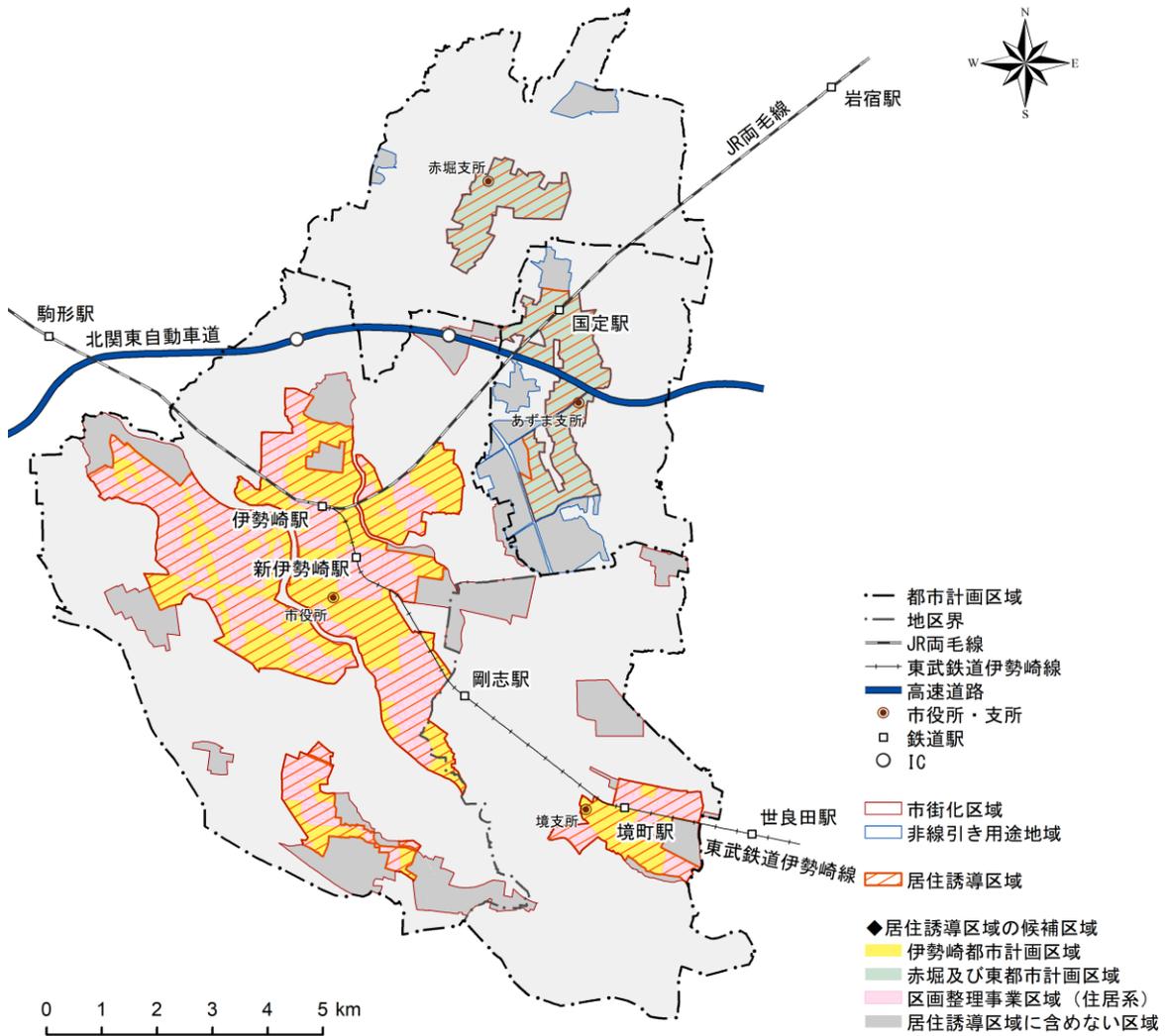
○都市計画公園として供用されている華蔵寺公園は、居住誘導することが適切でない区域として居住誘導区域に含めないものとします。

○伊勢崎佐波工業団地を居住誘導区域から除外することで飛び地となる境伊与久周辺、華蔵寺公園を居住誘導区域から除外することで飛び地となる波志江町周辺は、区域としての一体性が保てないことから居住誘導区域に含めないものとします。

## 2-7 居住誘導区域の設定

○居住誘導区域の設定の考え方2-1から2-6を踏まえ、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

図 居住誘導区域の位置・範囲



## 2-8 居住誘導区域の設定に係る今後の取組

### (1) 居住誘導区域全体への対応

居住誘導区域については、計画改訂後の誘導施策の進捗状況や区域設定の妥当性などの評価・検証を行うとともに、国の立地適正化関連施策の動向や社会経済状況、人口の集積状況等を踏まえて、本計画の進行管理に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

表 各居住誘導区域の概要

区域名称	面積 (ha)		人口 (人)	人口密度 (人/ha)	
		うち可住地 (ha)			うち可住地 (人/ha)
伊勢崎都市計画 (中心部)	968.5	566.1	40,749	42.1	72.0
伊勢崎都市計画 (広瀬川西側)	784.7	431.6	34,924	44.5	80.9
伊勢崎都市計画 (粕川東側)	208.7	126.4	9,736	46.7	77.1
伊勢崎都市計画 (八斗島周辺)	176.3	98.5	8,672	49.2	88.0
伊勢崎都市計画 (境)	257.1	168.3	10,157	39.5	60.3
東都市計画	373.7	278.6	12,111	32.4	43.5
赤堀都市計画	204.7	133.2	5,550	27.1	41.7
合計	2,973.7	1,802.7	121,899	41.0	67.6

出典：住民基本台帳（令和5(2023)年12月31日時点）、  
令和3(2021)年度都市計画基礎調査（可住地を対象）

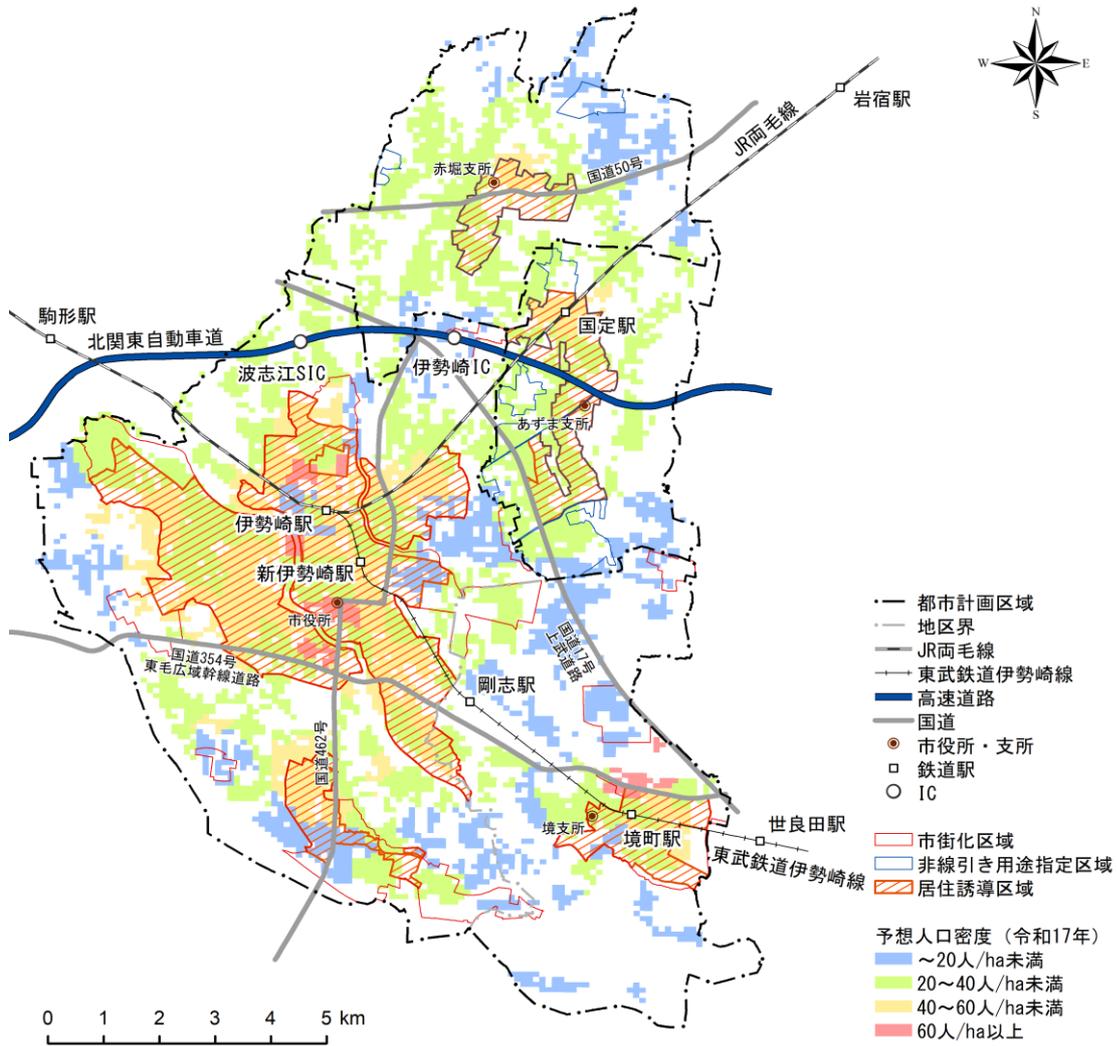
### (2) 水害リスクの高い地区への対応

防災指針策定に係る災害リスク分析の結果、特に水害リスクが高いと想定される地区においては、防災指針に位置付ける具体的な取組を重点的に進めるほか、対象地区における説明会等の開催により住民の理解促進に取り組みます。

さらに、次回の計画改定時に施策の進捗状況等の評価・検証を行ったうえで、防災・減災に係る取組の効果に長期間を要すると判断した場合については、居住誘導区域からの除外を検討します。

※計画全体の進行管理については、「第13章 計画を推進するために」(P.267)に掲載。

参考図 目標年次における予想人口密度（令和17(2035)年）

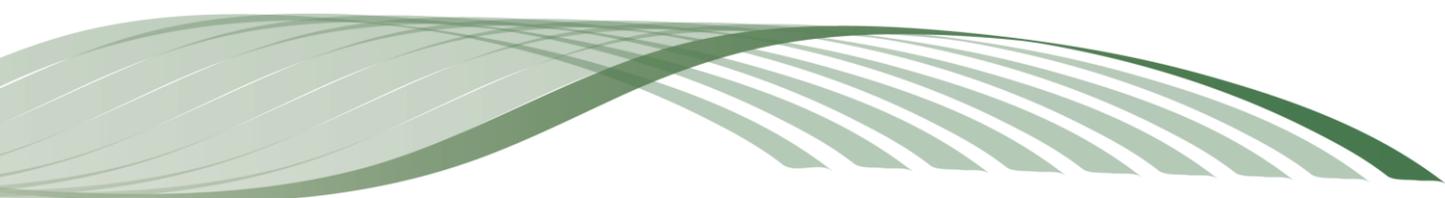


出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2(2020)国調対応版）」より加工



第8章

都市機能誘導区域・  
誘導施設





## 1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域については、都市計画運用指針（第13版・令和7（2025）年3月）において示されている、以下の基本的な考え方、設定の考え方等に基づき設定します。

### ①基本的な考え方

- ◇都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものである。
- ◇原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

### ②設定の考え方

- ア 都市機能誘導区域は、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- イ 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

### ③留意すべき事項

- ◇都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。



## 2. 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、都市計画運用指針に示された設定の考え方に基づき、居住誘導区域内に設定します。

### 2-1 都市の拠点となるべき区域【②設定の考え方ーア）】

○以下の区域を都市機能誘導区域の候補区域として設定します。

都市や地域の拠点となるべき区域

○「都市の骨格構造」で位置付けた都市交流拠点、広域商業拠点、地域交流拠点、生活交流拠点を中心とした区域を候補区域とします。

都市機能誘導区域：候補区域	都市計画マスタープランにおける位置付け
1. 伊勢崎市役所本庁・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺	都市交流拠点
2. 西部モール・伊勢崎オートレース場周辺	広域商業拠点
3. 伊勢崎市民病院周辺	生活交流拠点
4. 伊勢崎市民プラザ周辺	生活交流拠点
5. 境支所・境町駅周辺	地域交流拠点
6. あずま支所周辺	地域交流拠点
7. 赤堀支所周辺	地域交流拠点

## 2-2 都市機能誘導区域の規模・範囲【②設定の考え方ーイ】

○以下の考え方を踏まえ、都市機能誘導区域の規模・範囲を設定します。

- 次のいずれの事項も満たす範囲
  - ・一定程度の都市機能が充実している範囲
  - ・徒歩や自転車等により都市機能の間が容易に移動できる範囲

○都市機能誘導区域は、「一定程度の都市機能が充実している範囲」としていることを踏まえ、既存の都市機能の集積状況を踏まえて候補区域を設定します。

○また、既存の都市機能の集積が必ずしも十分でない場合であっても、各種生活関連サービスを効率的に提供する観点から、居住誘導区域内での位置、規模(サービス提供の対象となる居住誘導区域の面積規模・人口規模とのバランス)、公共交通ネットワークや徒歩によるアクセス性などに照らし、今後、都市機能の集積を誘導すべき区域についても、候補区域とします。

○「徒歩や自転車等により都市機能の間が容易に移動できる範囲」としていることを踏まえ、原則的に各拠点の核となる施設を中心とした徒歩圏(概ね半径800m以内)の範囲を候補区域とします。



## 2-3 その他留意すべき事項等

○以下の区域について、本市の地域特性を踏まえた設定の考え方は下記のとおりです。

- 本市の主要な中心部のみならず、合併前旧町村の中心部や拠点としての役割を担ってきた生活拠点など、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な区域・範囲とすること
- 区域として一体性を確保でき、できる限り整形かつコンパクトな範囲とすること

○地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な区域・範囲として、「都市の骨格構造」で位置付けた都市交流拠点、広域商業拠点、地域交流拠点及び生活交流拠点を中心とした区域は、候補区域とすることが適切と判断します。

○候補区域に含まれる市街地開発事業が施行済・事業中の区域は、一体の区域として土地利用、都市基盤施設などが計画的に整備・確保されるため、区域として一体性を有すると判断し、区域に含めるものとします。

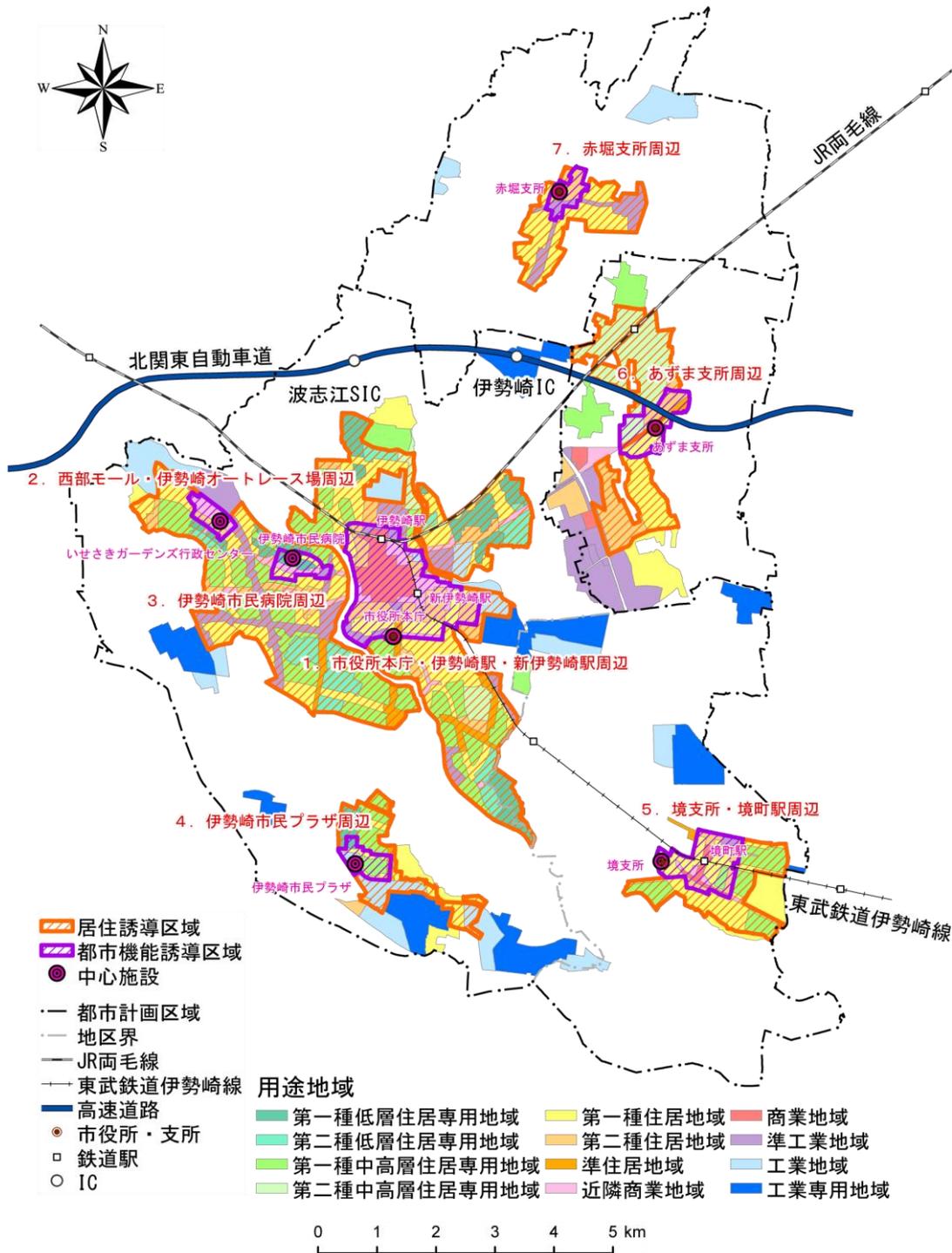
○商業地と住宅地は、土地利用や確保すべき市街地環境が異なり、必ずしも区域としての一体性があるとはいえないことから、区域の成り立ちなどを勘案しつつ、原則的に住居専用系の用途地域は含めないものとします。

○広幅員道路や河川などによって分断されている場合は、徒歩や自転車等による移動が容易でないことから、区域として一体でないと判断します。

## 2-4 都市機能誘導区域の設定

○都市機能誘導区域の設定の考え方2-1から2-3を踏まえ、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

図 都市機能誘導区域の位置



① 伊勢崎市役所本庁・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺（面積：約 279.3ha）

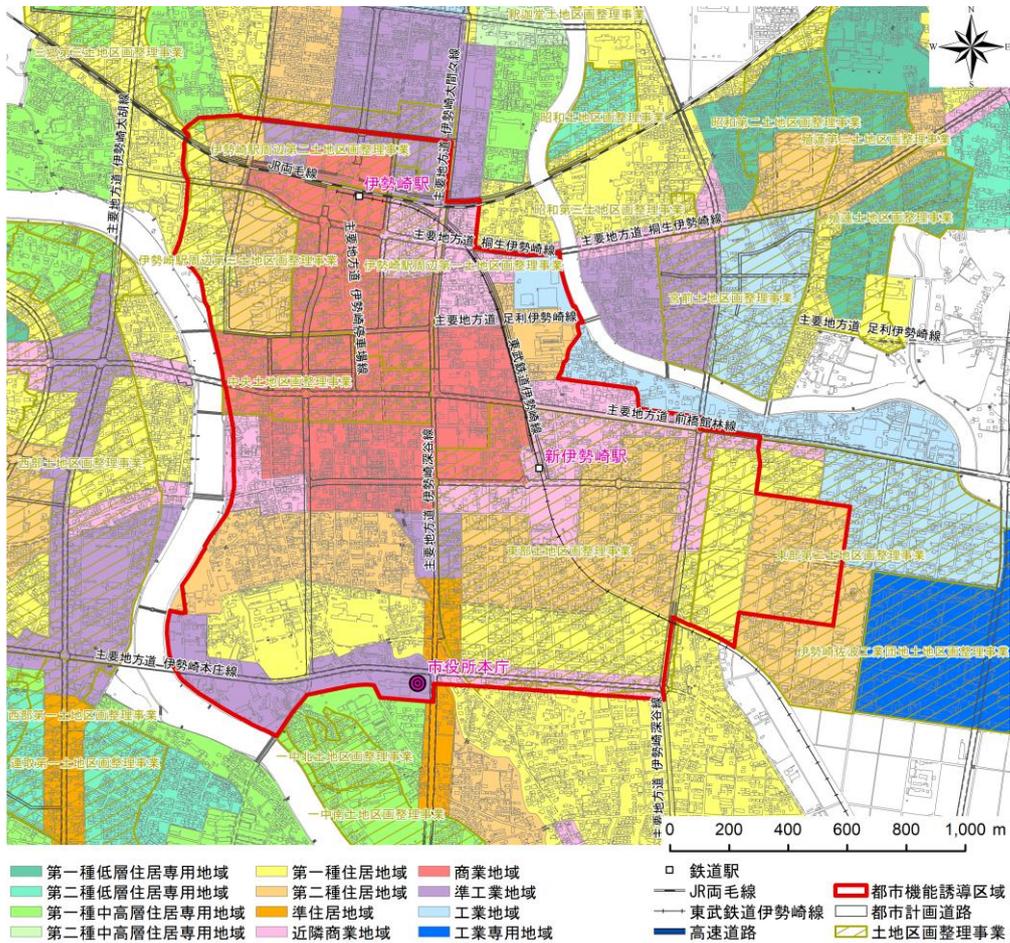
区域の概況

- ・伊勢崎駅及び新伊勢崎駅を含む本市の中心市街地で、市役所本庁舎のほか、商業などを中心に、本市の経済活動や市民の暮らしを支える高次の機能が集積しています。
- ・令和2(2020)年のD I Dに概ね含まれており、区域内の令和5(2023)年末の人口密度は約42.1人/haとなっています。
- ・伊勢崎駅周辺では、伊勢崎駅周辺第一及び第二土地区画整理事業が進められており、機能集積に向けた都市基盤の整備が進んでいます。

区域の考え方

- ・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、市内外から多くの人が集まり、交流する、都市交流拠点として位置付けられています。また、伊勢崎佐波医師会病院周辺は、都市交流拠点と連携し、健康づくりの拠点エリアの形成を目指す区域と位置付けられています。
- ・鉄道駅及びバスターミナルが配置された公共交通結節点をはじめ、アクセス性に優れた区域です。
- ・市の中核的な行政機能の役割を果たす市役所本庁舎などの公共施設が立地することを踏まえ、さらなる高次の都市機能の集積と、まちなか居住の促進、生活に密着したサービス施設の充実を図ることで、都市機能と居住機能のバランスのとれた中心拠点を形成します。

【区域図】



② 西部モール・伊勢崎オートレース場周辺（面積：約 29.8ha）

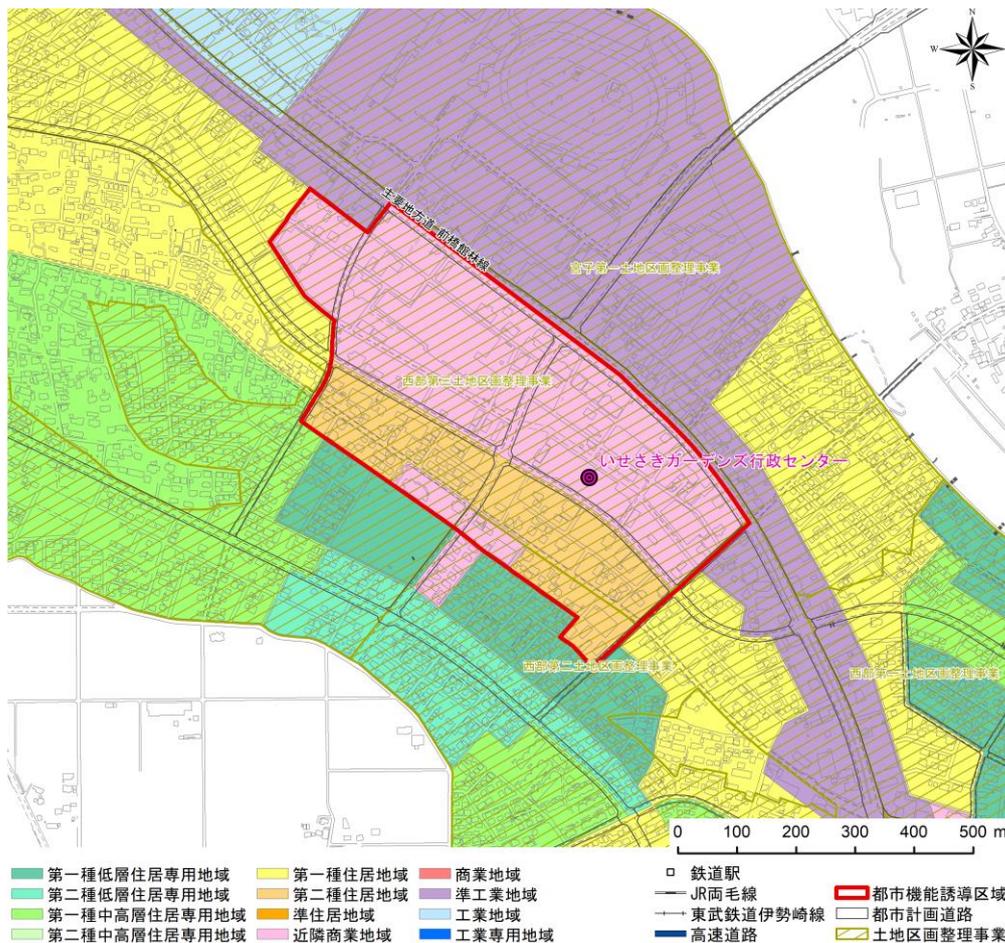
区域の概況

- ・土地区画整理事業によって都市基盤が整備された区域であり、主要地方道前橋館林線の沿道を中心に大規模小売店舗などが集積し、その後背地に良好な住宅地が広がっています。
- ・区域内は商業機能に特化しており、市域を越えて広く集客する施設が集積した商業拠点としての性格を有しています。
- ・コミュニティバスにより伊勢崎駅へのアクセスが可能となっています。

区域の考え方

- ・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、周辺都市からの高い集客力を持つ商業施設の集積を生かした広域商業拠点として位置付けられています。
- ・既存の商業施設の維持と活用を図りつつ、周辺住宅地の居住者に対して、利便性の高い生活関連サービスを提供する視点から、不足する機能の誘導を図るため、行政窓口機能を有するいせさきガーデンズ行政センターを中心に都市機能誘導区域を定めます。

【区域図】





③ 伊勢崎市民病院周辺（面積：約 35.1ha）

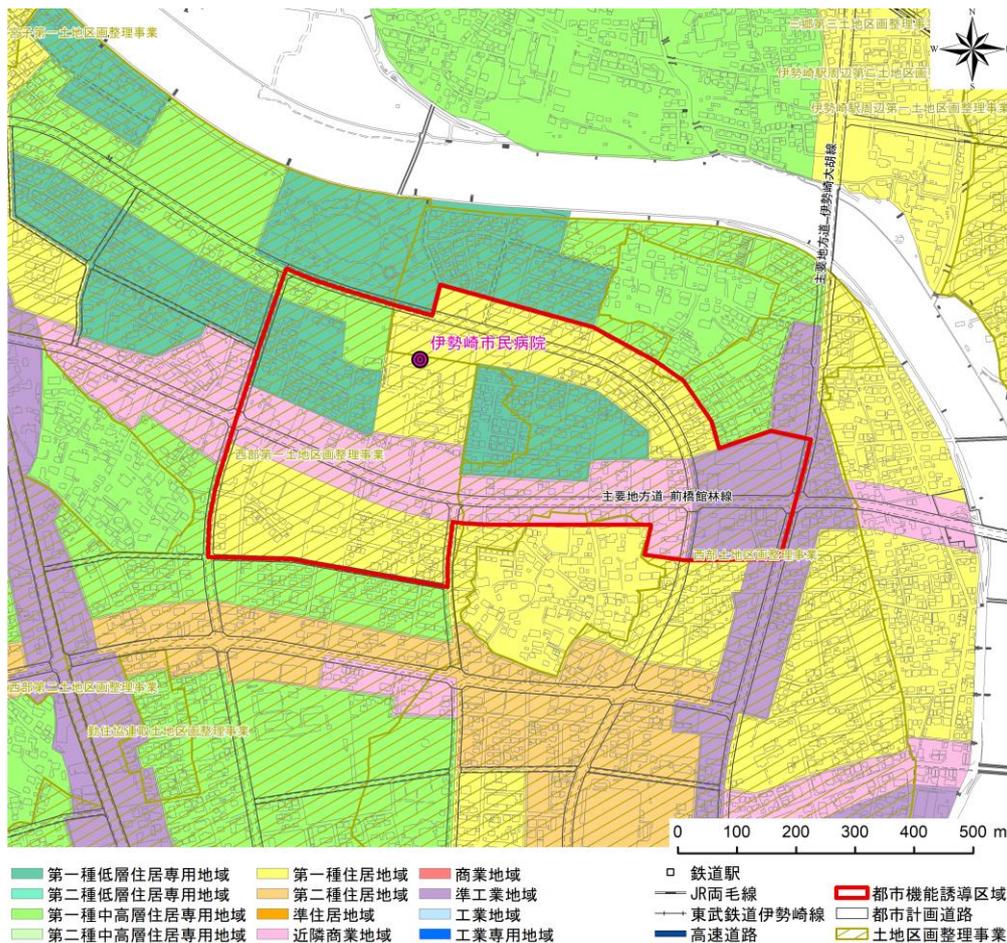
区域の概況

- ・土地区画整理事業によって都市基盤が整備された区域であり、高次の医療機能を有する伊勢崎市民病院のほか、保健・医療・福祉に関わる各種の機能が集積しています。
- ・区域内は主要地方道前橋館林線の沿道を中心に、大規模店舗などが集積する市街地が形成されています。
- ・路線バスとコミュニティバスにより伊勢崎駅へのアクセスが可能となっています。

区域の考え方

- ・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、集積の進んでいる医療・福祉施設を核とし、生活関連サービスを提供する生活交流拠点として位置付けられています。
- ・周辺住宅地の居住者に対して、利便性の高い生活関連サービスを提供する視点から、不足する機能の誘導を図るため、二次医療圏の中核病院としての重要な役割を担う伊勢崎市民病院と主要地方道前橋館林線の沿道を中心に都市機能誘導区域を定めます。

【区域図】



④ 伊勢崎市民プラザ周辺（面積：約 36.7ha）

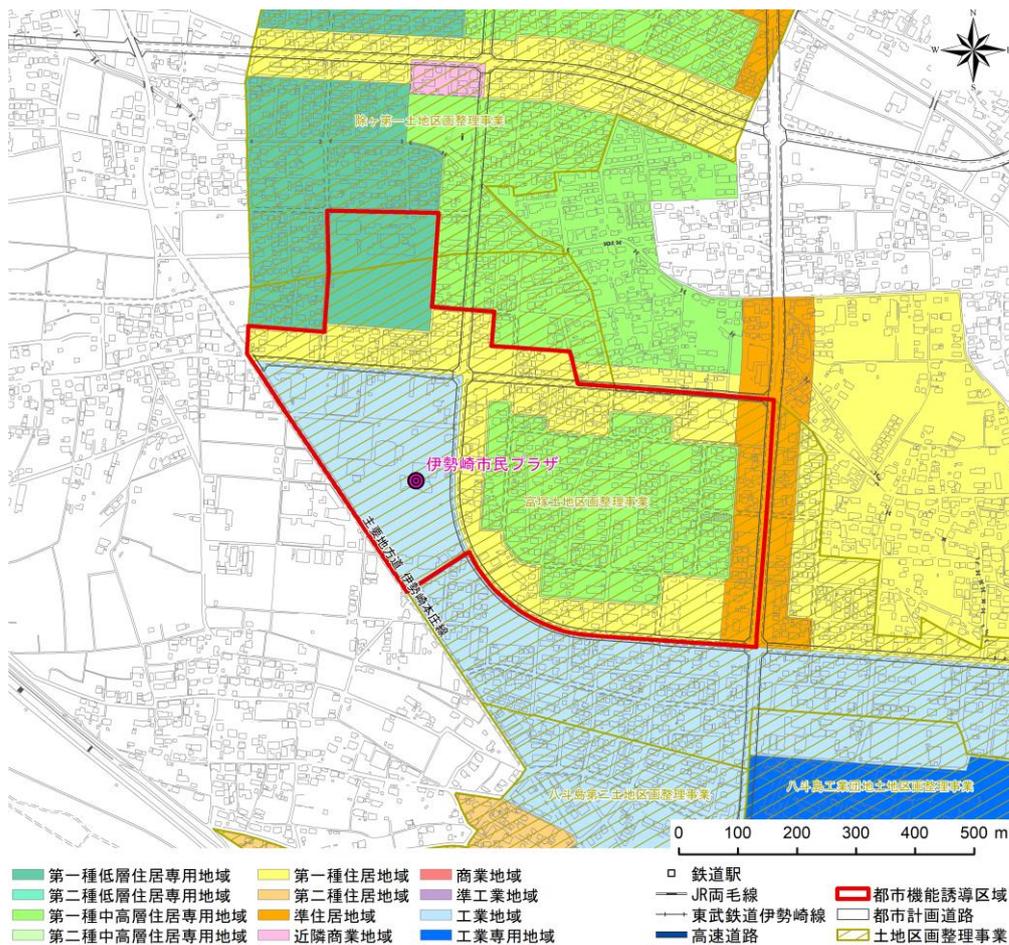
区域の概況

- ・土地区画整理事業によって都市基盤が整備された飛び地の市街化区域で、伊勢崎市民プラザのほか、地域の生活を支える商業機能などが立地し、周辺住宅地に一定の人口集積がみられます。
- ・路線バスとコミュニティバスにより伊勢崎駅へのアクセスが可能となっています。

区域の考え方

- ・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、伊勢崎市民プラザを核とし、日常的な暮らしを支える機能の集積を図る生活交流拠点として位置付けられています。
- ・周辺住宅地の居住者に対して、利便性の高い生活関連サービスを提供する視点から、既存機能の維持と不足する機能の誘導を図るため、伊勢崎市民プラザを中心に都市機能誘導区域を定めます。

【区域図】





⑤ 境支所・境町駅周辺（面積：約 99.6ha）

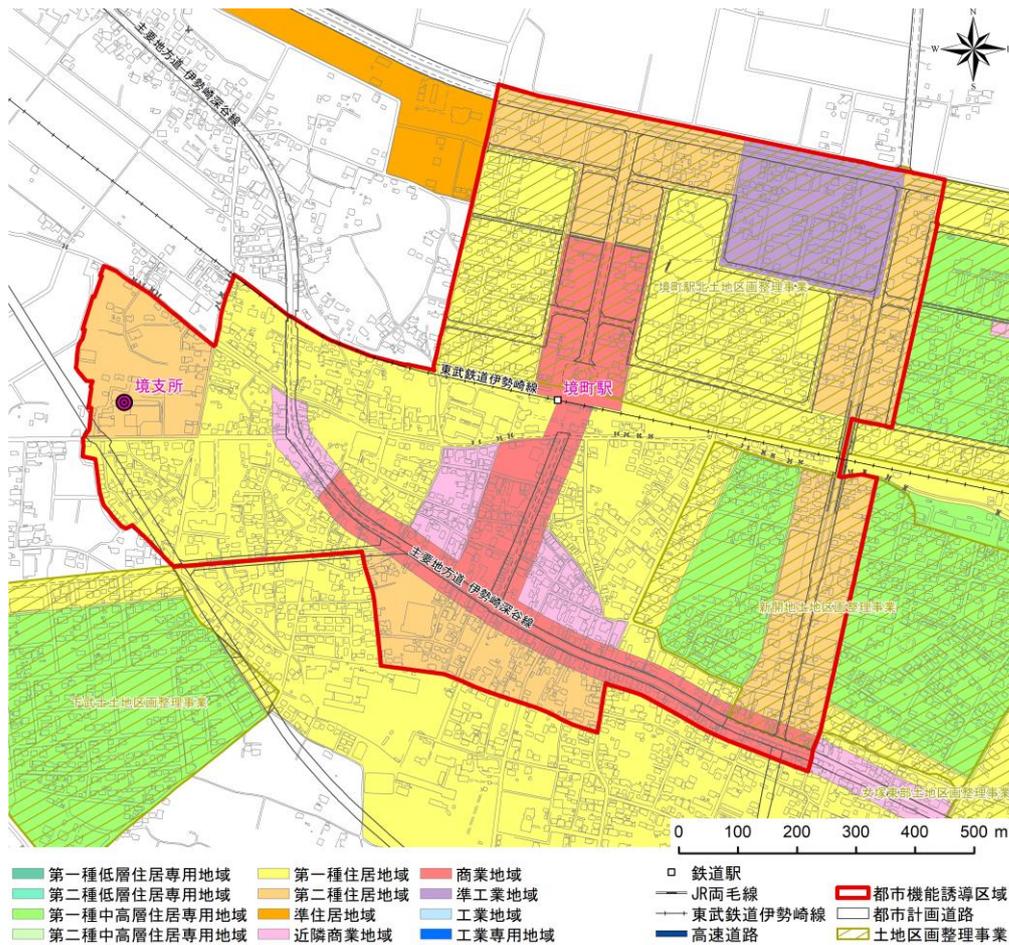
区域の概況

- ・境町駅を中心にコンパクトな市街地が形成され、境支所のほか、商業、教育・文化、福祉などの地域の生活を支えるサービス施設が集積しています。
- ・境町駅北側や東側では、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、居住機能に加え、商業・業務機能などの集積が進みつつあるほか、境町駅南側の一部は、古くから人口集積が進んでいます。

区域の考え方

- ・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、既存の都市機能集積を生かしながら、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域交流拠点として位置付けられています。
- ・交通結節点としてアクセス性に優れた鉄道駅を中心に、各種都市機能が集積していることから、土地区画整理事業による都市基盤整備を生かした都市機能や生活関連サービス機能の立地誘導を図るため、境支所、境町駅を中心に都市機能誘導区域を定めます。

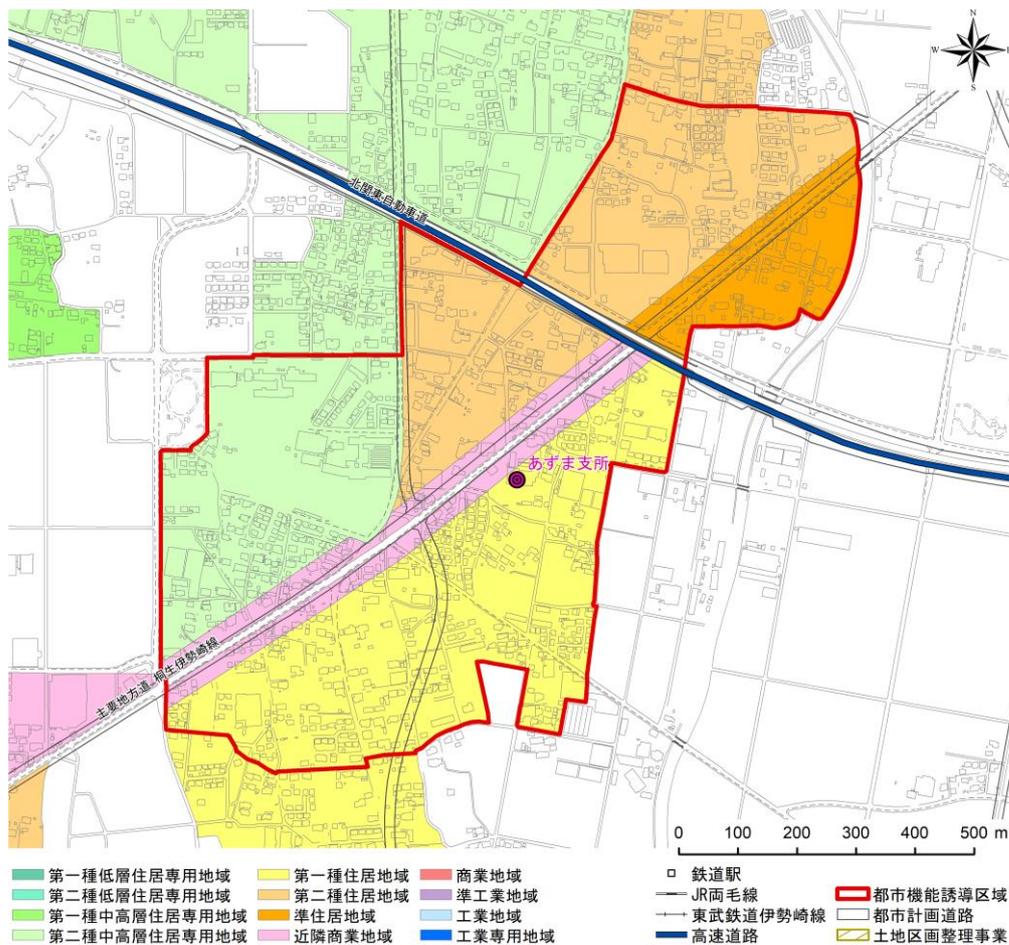
【区域図】



⑥ あずま支所周辺（面積：約 72.5ha）

区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東地区の中心地としてあずま支所のほか、商業、教育、福祉などの地域の生活を支えるサービス施設が集積し、その周辺には相対的に人口密度の低い市街地・集落地が広範に広がっています。</li> <li>・コミュニティバスにより伊勢崎駅や国定駅へのアクセスが可能となっています。</li> </ul>
区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、既存の都市機能を生かしながら、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域交流拠点として位置付けられています。</li> <li>・本区域においては、既存施設の改修や不足する機能の立地誘導を図るため、行政窓口機能を有するあずま支所を中心に、都市機能誘導区域を定めます。</li> </ul>

【区域図】





⑦ 赤堀支所周辺（面積：約 31.6ha）

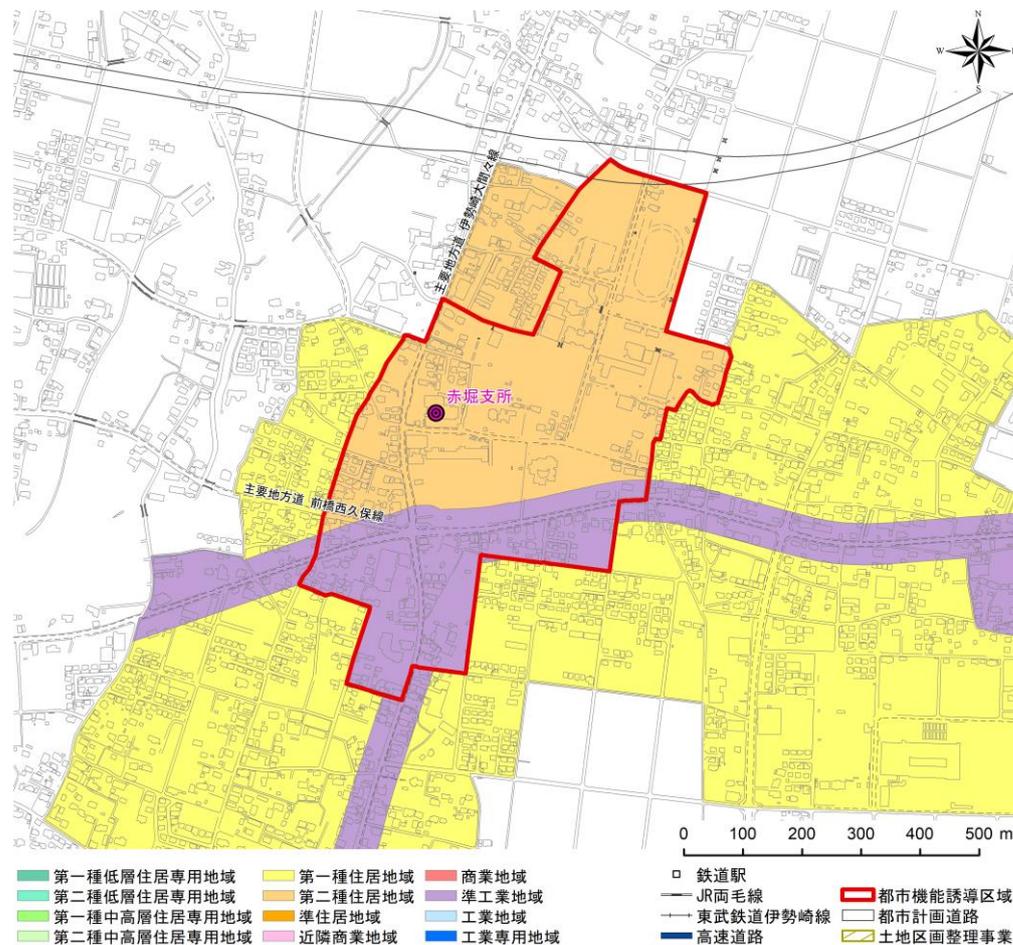
区域の概況

- ・赤堀地区の中心地として赤堀支所のほか、商業、教育・文化、福祉などの地域の生活を支える生活関連サービス機能が集積しています。令和6(2024)年4月に用途地域を指定し、引き続き日常的な生活サービス機能の維持・増進を図ることとしています。
- ・コミュニティバスにより伊勢崎駅や国定駅へのアクセスが可能となっています。

区域の考え方

- ・本区域は、「第3章 都市づくりの目標」(P.25)において、既存の都市機能を生かしながら、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域交流拠点として位置付けられています。
- ・本区域においては、行政窓口機能を有する赤堀支所を中心に、既存施設の改修や不足する機能、生活関連サービス機能の立地誘導を図るため、都市機能誘導区域を定めます。

【区域図】



## 2-5 誘導施設の設定

### (1) 誘導施設の考え方

誘導施設（都市機能増進施設）は、都市機能誘導区域において、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、「医療施設や高齢化の中で必要性の高まる施設」、「子育て支援施設」、「文化施設や商業施設」、「窓口機能を有する行政施設」などを定めることが考えられます。

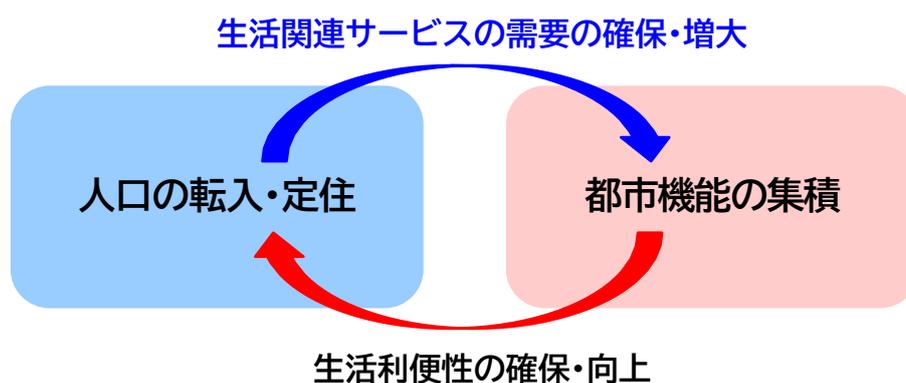
本市は、「第3次伊勢崎市総合計画」において、将来ビジョンである「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」の実現に向け、関連する4つの政策のゴールに沿った誘導施設の集積により、将来ビジョンの実現に寄与するものとします。

また、都市機能の集積による生活利便性の向上を図ることにより、人口の移住・定住を促進する、好循環のサイクルの構築を目指すものとします。

表 第3次伊勢崎市総合計画の政策と都市機能の対応

政策分野	政策のゴール	想定する都市機能
子育て・教育政策	・未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち	○子育て支援機能 ○教育機能
健康・福祉政策	・誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまち	○介護・福祉機能 ○保健・医療機能
産業・観光・文化政策	・経済の好循環が生まれ、活気にあふれ人が集えるまち	○商業機能 ○金融機能 ○文化機能
共生・共創・行財政政策	・互いに認め合い、共に創る、未来に向かって持続発展できるまち	○コミュニティ機能 ○行政機能

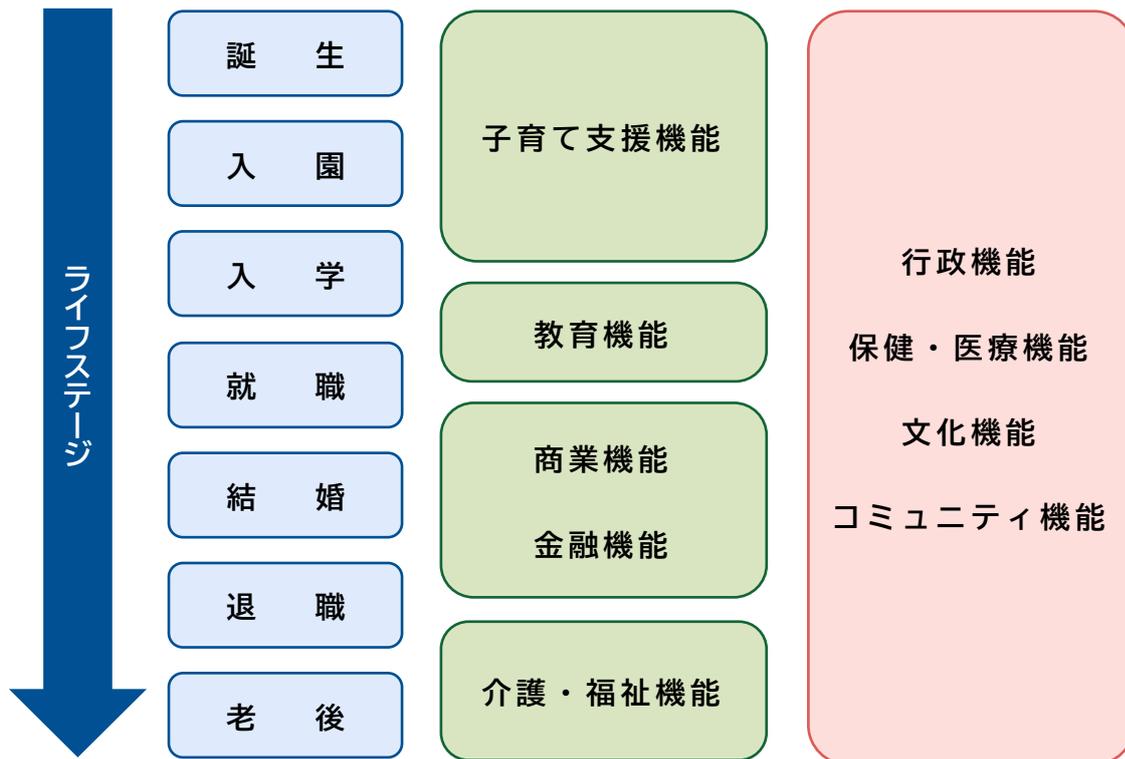
図 都市機能及び居住誘導の好循環サイクル構築のイメージ



## (2) 誘導施設の設定方針

誘導施設は、人口減少や少子高齢化が進む中、結婚・妊娠・出産・子育てと仕事の両立など、若者・子育て世代の希望の実現を中心としつつ、高齢者の社会参加による生きがいづくりや健康の維持増進に至る、全てのライフステージに対応可能な都市機能の充実を図るものとし、必要となる誘導施設を設定します。

図 ライフステージに対応した都市機能の対応イメージ



誘導施設の設定に関しては、その施設が有する役割や規模などに応じて、「市を代表する高次の機能を有する施設として、市の中心的な拠点や機能を発揮する上で適切な位置に配置することが望ましい施設」と「各地域の拠点ごとに配置することが望ましい施設」に区分し、各拠点が果たすべき役割に応じた誘導施設を位置付けます。

また、誘導施設は、都市機能誘導区域外での立地を禁止するものではありませんが、居住誘導区域内への子育て世代の移住・定住を促進する観点から、地域の需要に応じて配置すべき保育所などの施設についても誘導施設と位置付け、都市機能誘導区域内への立地を誘導するものとしします。

なお、誘導施設は、都市機能誘導区域への集積を図ることで、様々な生活サービス機能を公共交通や徒歩等による移動で利用できることが前提となることから、バスなどによる送迎を基本とする施設や、個別計画などによりその数や配置が定められる施設についても位置付けないものとしします。

各ライフステージで求められる都市機能について、下表の誘導施設の設定方針を原則とし、各都市機能誘導区域が果たすべき役割に応じて誘導施設を設定します。

表 誘導施設の設定方針

都市機能	誘導施設の設定方針
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な生活圏において安定的に行政サービスを提供するため、中枢的な行政機能を持つ本庁舎と、地域の行政サービスの窓口となる機能を持つ支所、さらに国・県の出先機関を誘導施設として設定し、引き続き、その立地を維持するとともに、機能の誘導を図ります。</li> </ul>
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者及び障害者の社会参加を促進し、市民福祉の向上に寄与する中核的な施設としての役割を担うため、総合福祉施設（ふくしプラザ）を誘導施設として設定し、その立地を引き続き維持します。</li> <li>高齢者及び障害者を対象とした福祉施設は、入所施設のほか、バスなどによる送迎を基本とする通所型の施設であるため、公共交通や徒歩等による移動を前提に利用する誘導施設には設定しないものとします。</li> </ul>
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期に渡る相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な相談機能として、子育て世代包括支援センターを誘導施設として設定し、その立地を引き続き維持します。</li> <li>乳幼児の健全な育成や子育てと仕事の両立などによる子育て世代の希望の実現に不可欠な機能として、保育所、認定こども園、幼稚園を誘導施設に設定し、都市機能誘導区域への集積を促すことで、居住誘導区域への若い世代の居住を誘導します。</li> <li>児童館は、子どもの体力増進に関する機能を併せ持つ児童センターを誘導施設に設定しますが、小型児童館は、地域を対象としたサービスを提供する施設であることから、誘導施設から除外します。</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通や徒歩等での移動による生鮮食料品など日々の生活に必要な買い物をするため、主に生鮮食料品を取り扱う店舗を誘導施設として設定します。</li> </ul>
保健・医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度医療や救急・災害時対応などの、より高次な医療需要に対応可能な病院から、身近な医療機関として初期診療を行う診療所まで、公共交通や徒歩等による移動で適切な医療を受けることができるよう、病院及び診療所を誘導施設として設定します。ただし、高度医療や救急・災害時対応に関わる総合病院については、誘導施設に設定するものの、原則的には広域的な医療圏計画に準拠するものとします。</li> <li>市民の健康の保持・増進を図るため、母子保健や健康づくりなど、総合的な保健サービスを提供することができる伊勢崎市保健センターを誘導施設として設定します。</li> </ul>



都市機能	誘導施設の設定方針
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済や融資などの金融機能を有する施設は、既に一定の施設・機能が立地しているほか、ATM（現金自動預け払い機）などの設置も進んでいることから、誘導施設から除外します。</li> </ul>
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の若者の進学先や教育・文化の振興など、将来を担う人材育成のほか、若者の居住の誘導と活気と賑わいのある市街地の形成を図るため、専修学校及び各種学校を誘導施設として設定します。</li> <li>・ 小学校、中学校は、既に人口分布などを勘案した配置がなされており、今後も都市機能誘導区域の内外に関わらず、平準的にサービスを提供する必要があるため、誘導施設から除外します。また、放課後児童クラブについても、小学校と連携する施設として、誘導施設から除外します。</li> <li>・ 高等学校は、本市を対象とした施設ではなく、市域を越えた広域圏を対象とした施設であることから、誘導施設から除外します。</li> <li>・ 大学は、一定規模の用地が必要となり、都市機能誘導区域内ではその取得が困難な可能性があるため、誘導施設から除外した上で、区域外も含めた立地を促進します。</li> </ul>
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯にわたって文化・学習活動を続けたいと考える市民の意欲に応えるため、身近な生活圏において、誰もが文化や教養にふれることのできる場である図書館を、誘導施設として設定します。</li> </ul>
コミュニティ機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の相互交流を促進する観点から、地域活性化の拠点として市民の交流などの拠点となる交流施設を誘導施設として設定します。</li> <li>・ なお、地域内のコミュニティを醸成する機能を有する公民館や集会所は、地域に密接した施設として、既に配置・整備が進んでいるとともに、居住誘導区域外の既存コミュニティの維持も必要であることから、引き続きこれらの施設の立地を維持するため、誘導施設から除外します。</li> </ul>

表 誘導施設一覧

機能分類	誘導施設	定義	設定の考え方	A※	B※
行政	本庁舎	—	本市の中核的な行政機能のほか、行政サービスの窓口機能の立地を引き続き維持するため、誘導施設として設定します。	○	—
	国・県の出先機関 (例：税務署)	—	国・県に係る行政サービスの窓口機能の立地を誘導し、生活利便性の向上に寄与するため、誘導施設として設定します。	○	—
	支所 (窓口機能)	—	本市の地域における行政サービスの窓口機能の立地を引き続き維持するため、誘導施設として設定します。	—	○
介護・福祉	総合福祉施設 (ふくしプラザ)	—	高齢者及び障害者の社会参加を促進し、市民福祉の向上に寄与する中核的な施設としての役割を担うため、誘導施設として設定します。	○	—
子育て支援	伊勢崎市保健センター (子育て世代包括支援センター)	母子保健法第22条に定める施設	地域における子育て支援及び児童等の健全育成に資するため、誘導施設として設定します。	○	—
	保育所	児童福祉法第39条に定める施設		○	○
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める施設		○	○
	幼稚園	学校教育法第1条に定める幼稚園		○	—
	児童センター	児童福祉法に基づく児童館のうち、「児童館の設置運営要綱」で定められる児童の体力増進に関する指導機能を有する施設		○	—
商業	商業店舗	主に生鮮食料品を取り扱う店舗面積の合計が1,000㎡を超える施設	拠点性を高める集客力を有し、都市の賑わい創出や生活利便性の向上に寄与するため、誘導施設として設定します。	○	○
保健・医療	病院・診療所	医療法第1条の5第1項で規定される「病院」、及び第2項で規定する「診療所」	高度医療や救急・災害時対応などの、より高次の医療需要への対応や、身近な医療機関として初期診療を行う病院・診療所を誘導施設として設定します。	○	○
	伊勢崎市保健センター	地域保健法第18条に定める施設	母子保健や健康づくりなど、総合的な保健サービスを提供することで、市民の健康の保持・増進に寄与するため、誘導施設として設定します。	○	—
教育	専修学校	学校教育法第124条に定める施設	市内の若者の進学先や教育・文化の振興など、将来を担う人材育成のほか、若者が集う賑わいのあるまちづくりを進めるため、誘導施設として設定します。	○	○
	各種学校	学校教育法第134条第1項に定める施設		○	○
文化	図書館	伊勢崎市図書館条例第1条に定める施設	身近な生活圏において、誰もが芸術・文化・教養にふれる場を提供することが都市の賑わい創出に寄与するため、誘導施設として設定します。	○	○
コミュニティ	交流施設	都市活動・市民の交流等のコミュニティ活動を支える不特定多数の者が利用できる会議室、展示スペース等を有する施設	地域活性化の拠点として市民の交流等の拠点となることで、都市の賑わい創出に寄与するため、誘導施設として設定します。	○	○

※A：市の中心的な拠点や機能を発揮する上で適切な位置に配置することが望ましい施設

※B：各地域の拠点ごとに配置することが望ましい施設



### (3) 各都市機能誘導区域における誘導施設の設定

各都市機能誘導区域における誘導施設は、

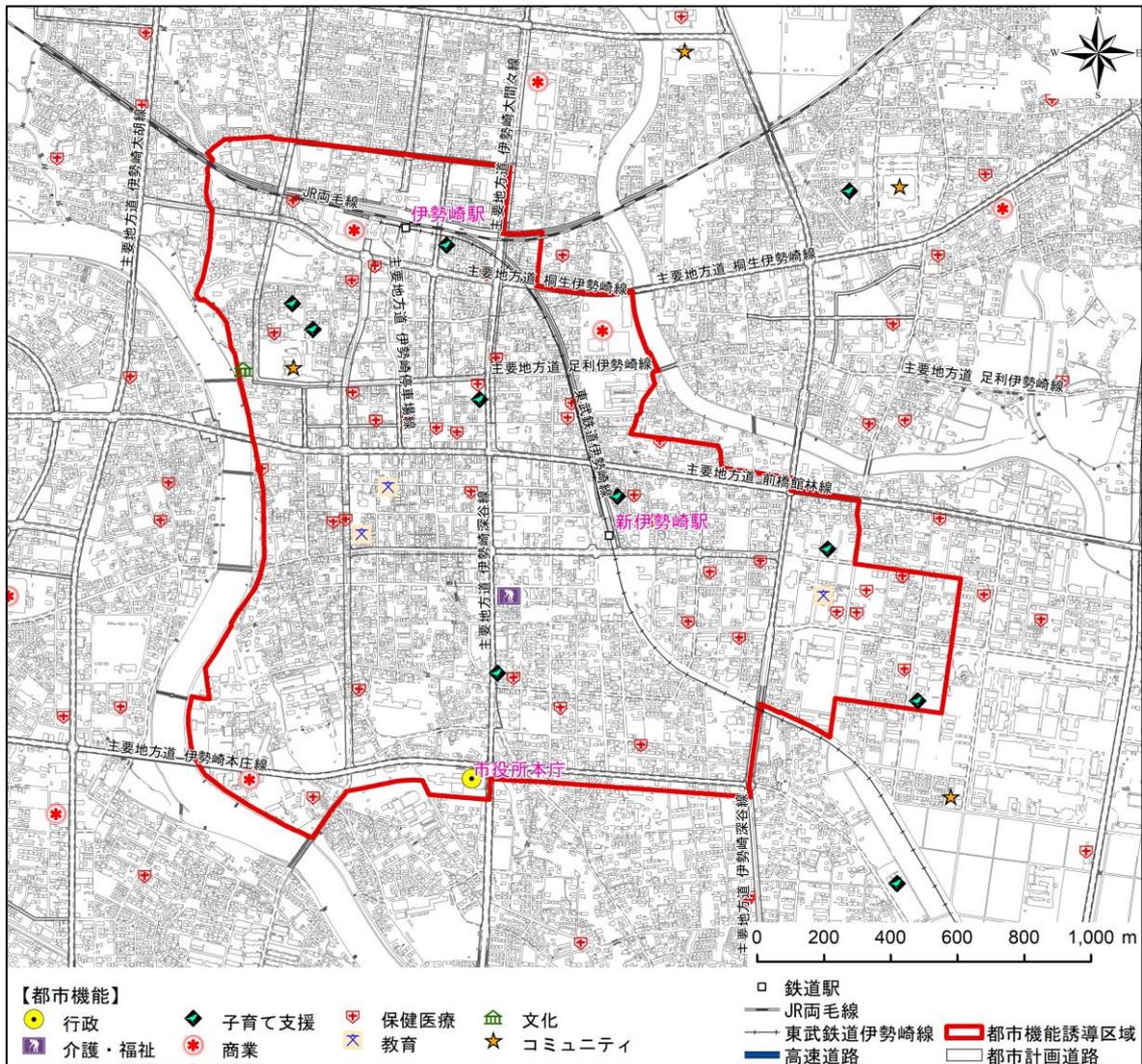
- A：市を代表する高次の機能を有する施設として、市の中心的な拠点や機能を発揮する上で適切な位置に配置することが望ましい施設
- B：各地域の拠点ごとに配置することが望ましい施設

について、既存施設の配置や市における拠点の位置付けを踏まえながら、次のように設定します。

#### ① 伊勢崎市役所本庁・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺】 ※誘導施設Aを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	本庁舎	1
介護・福祉	総合福祉施設（ふくしプラザ）	1
子育て支援	伊勢崎市保健センター （子育て世代包括支援センター）	1
	保育所	3
	認定こども園	2
	幼稚園	1
	児童センター	1
商業	商業店舗	3
保健・医療	病院・診療所	34
	伊勢崎市保健センター	1
教育	専修学校	2
	各種学校	1
文化	図書館	1
コミュニティ	交流施設	1

図 既存の誘導施設の位置（伊勢崎市役所本庁・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺）



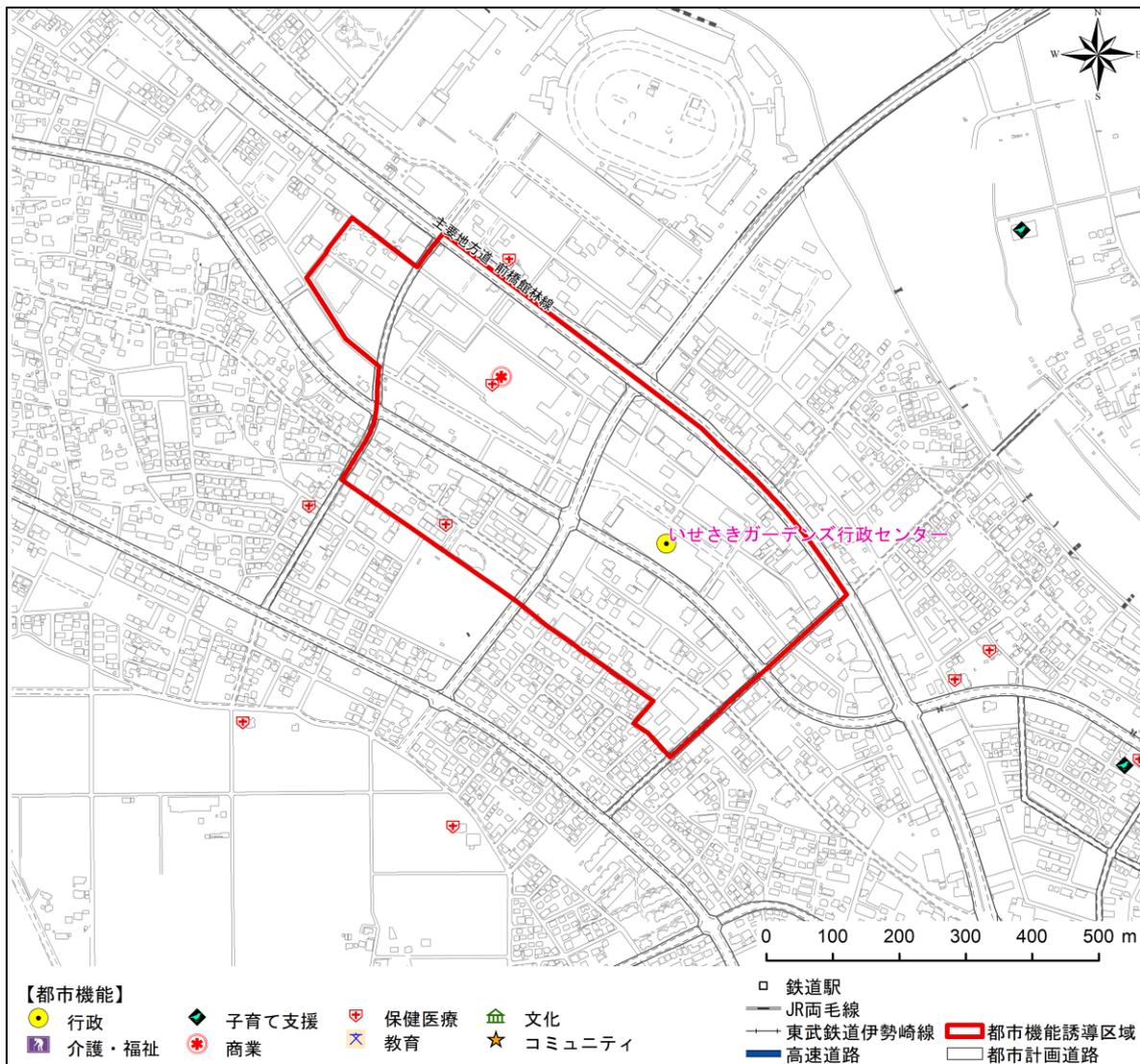
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章  
第10章  
第11章  
第12章  
第13章  
資料編



② 西部モール・伊勢崎オートレース場周辺 ※誘導施設Bを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所（窓口機能）	1
子育て支援	保育所	—
	認定こども園	—
	幼稚園	—
商業	商業店舗	1
保健・医療	病院・診療所	2
教育	専修学校	—
	各種学校	—
コミュニティ	交流施設	—

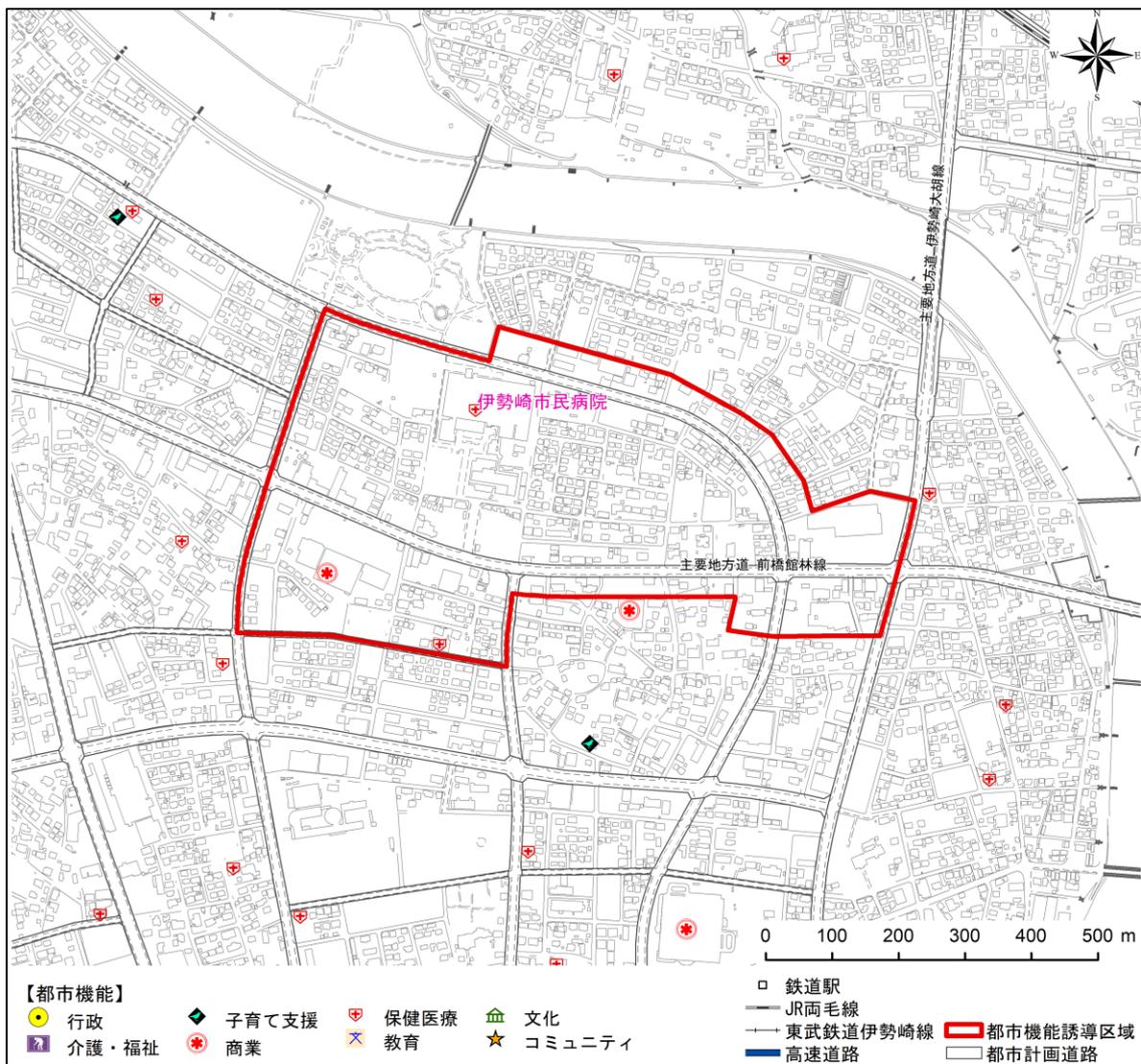
図 既存の誘導施設の位置（西部モール・伊勢崎オートレース場周辺）



③ 伊勢崎市民病院周辺 ※誘導施設Bを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
子育て支援	保育所	—
	認定こども園	—
	幼稚園	—
商業	商業店舗	1
保健・医療	病院・診療所	2
教育	専修学校	—
	各種学校	—
コミュニティ	交流施設	—

図 既存の誘導施設の位置（伊勢崎市民病院周辺）

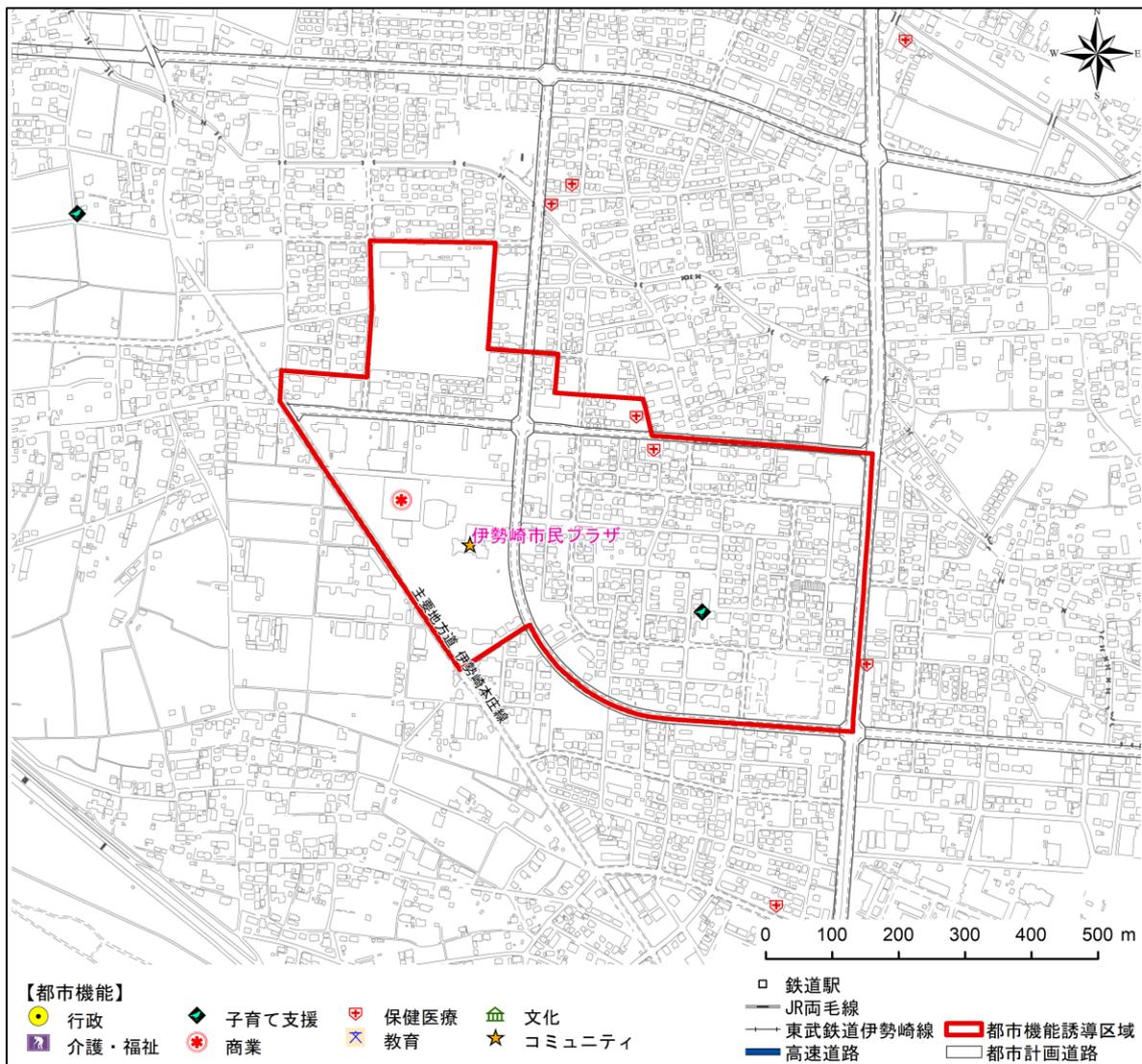


第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章  
第10章  
第11章  
第12章  
第13章  
資料編

④ 伊勢崎市民プラザ周辺 ※誘導施設Bを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
子育て支援	保育所	—
	認定こども園	1
	幼稚園	—
商業	商業店舗	1
保健・医療	病院・診療所	2
教育	専修学校	—
	各種学校	—
コミュニティ	交流施設	1

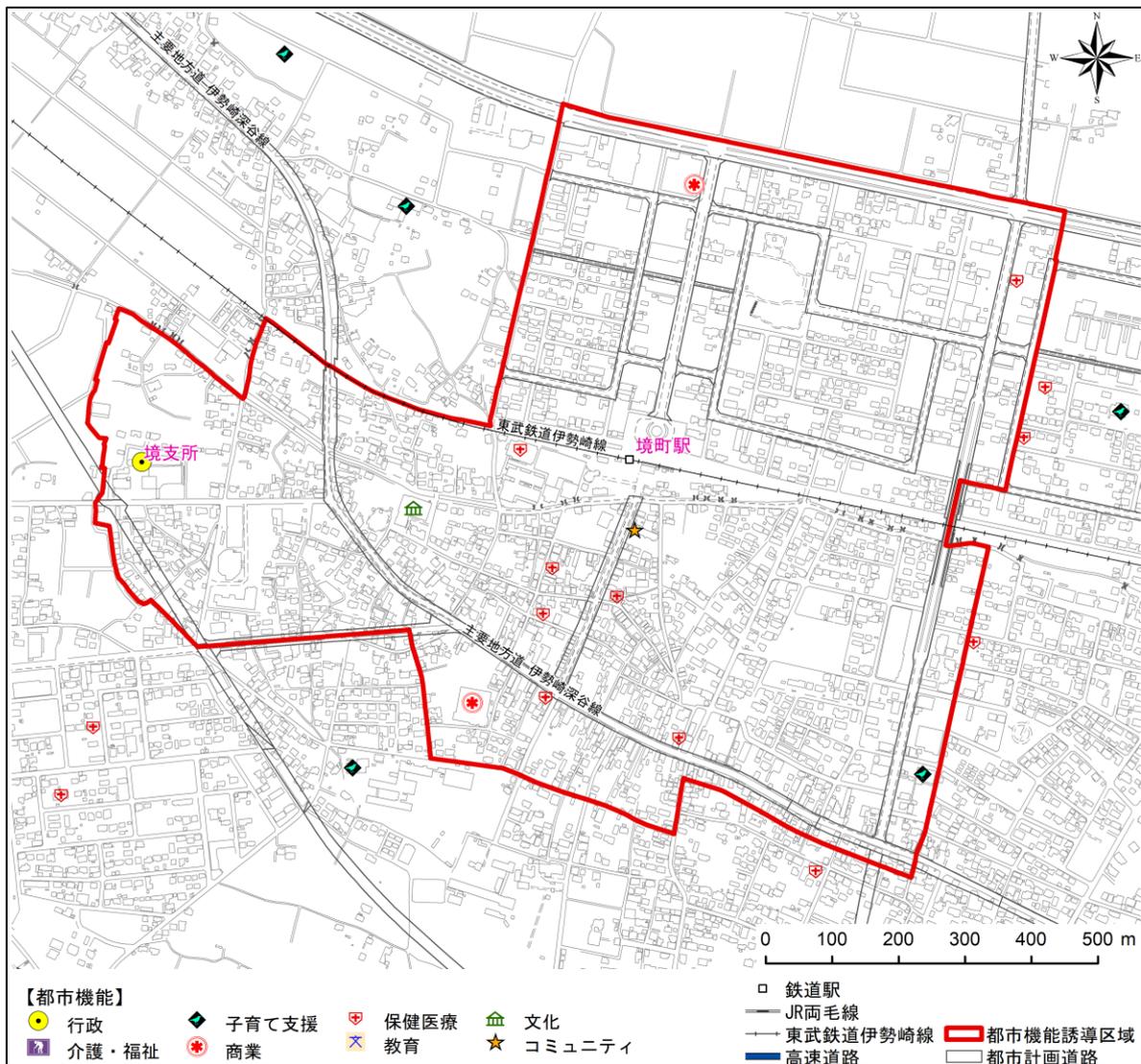
図 既存の誘導施設の位置（伊勢崎市民プラザ周辺）



⑤ 境支所・境町駅周辺 ※誘導施設Bを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所（窓口機能）	1
子育て支援	保育所	1
	認定こども園	—
	幼稚園	—
商業	商業店舗	2
保健・医療	病院・診療所	7
教育	専修学校	—
	各種学校	—
文化	図書館	1
コミュニティ	交流施設	1

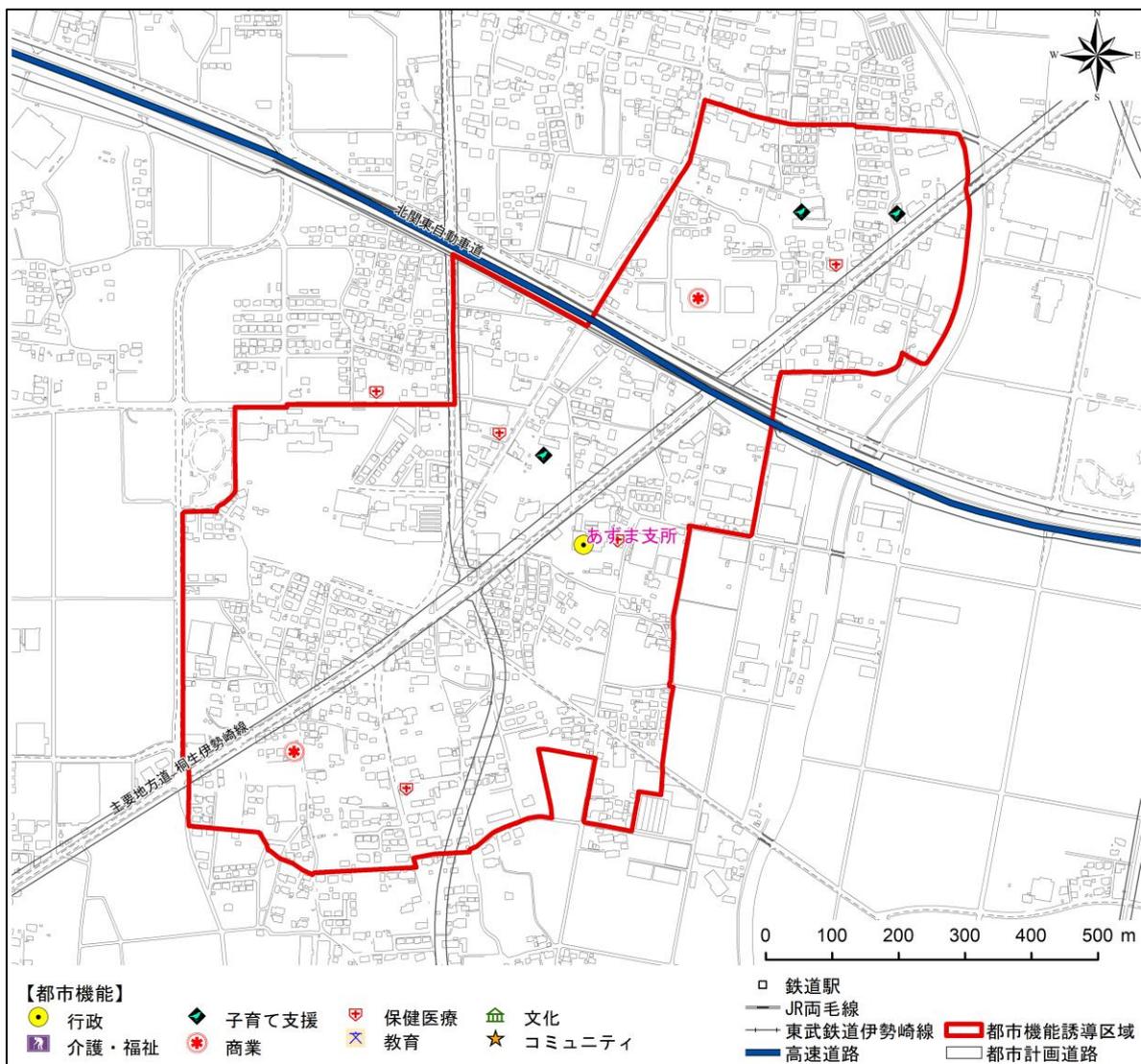
図 既存の誘導施設の位置（境支所・境町駅周辺）



⑥ あずま支所周辺 ※誘導施設Bを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所（窓口機能）	1
子育て支援	保育所	1
	認定こども園	—
	幼稚園	2
商業	商業店舗	2
保健・医療	病院・診療所	4
教育	専修学校	—
	各種学校	—
文化	図書館	—
コミュニティ	交流施設	—

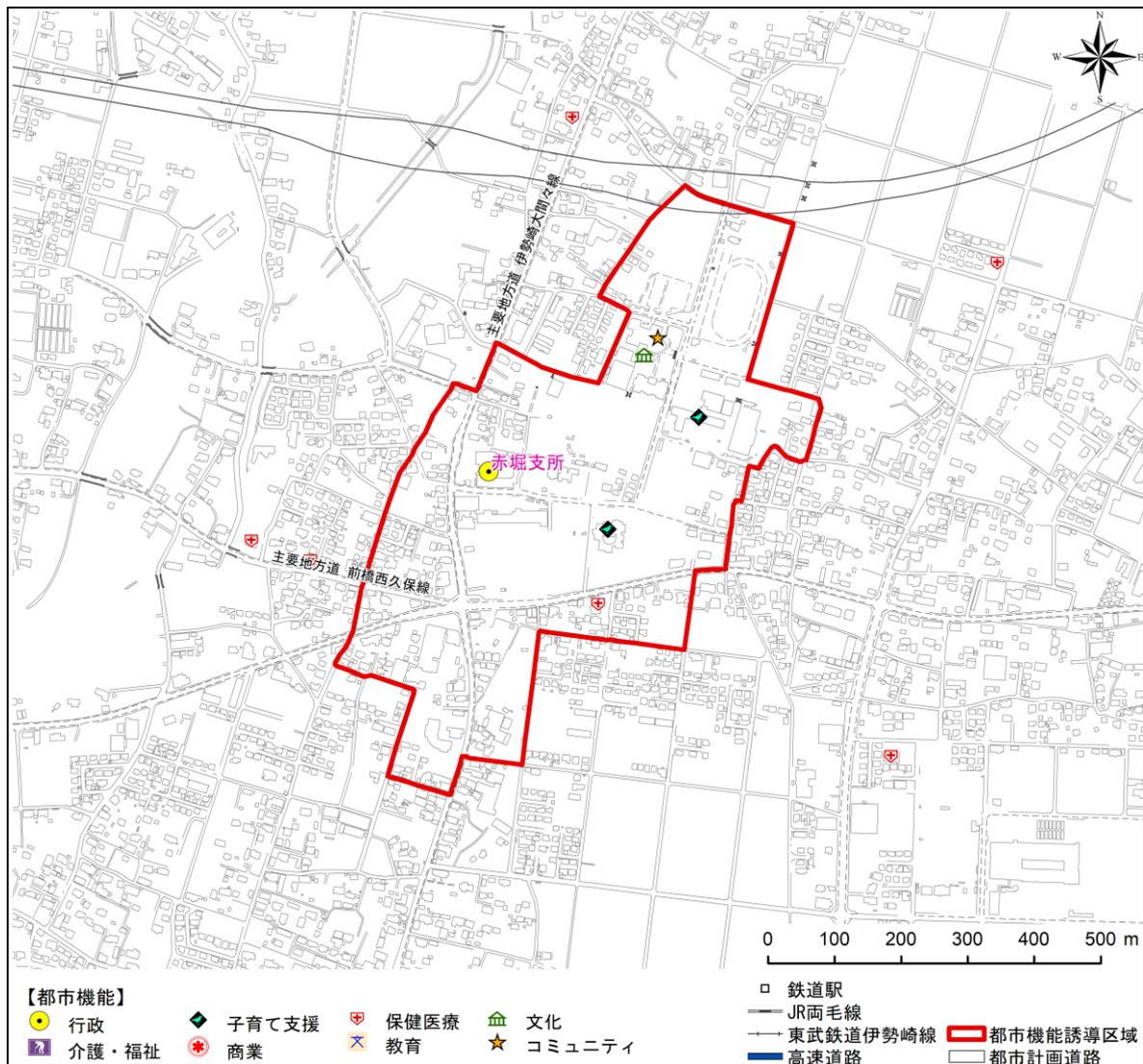
図 既存の誘導施設の位置（あずま支所周辺）



⑦ 赤堀支所周辺 ※誘導施設Bを設定

機能分類	当該区域の誘導施設	既存施設数
行政	支所（窓口機能）	1
子育て支援	保育所	1
	認定こども園	—
	幼稚園	1
商業	商業店舗	—
保健・医療	病院・診療所	1
教育	専修学校	—
	各種学校	—
文化	図書館	1
コミュニティ	交流施設	1

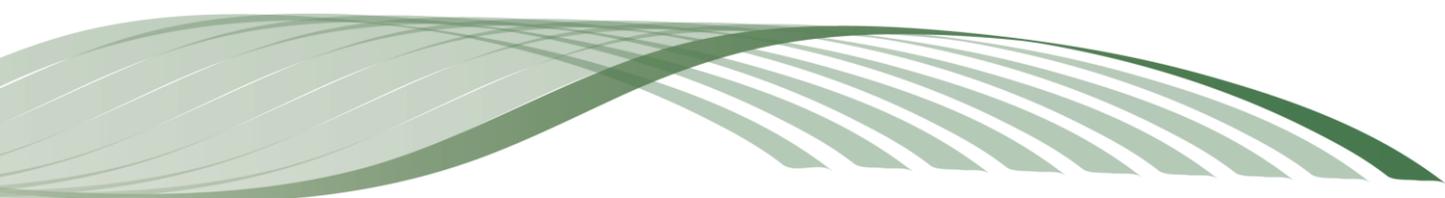
図 既存の誘導施設の位置（赤堀支所周辺）







## 第 9 章 防災指針





# 1. 防災指針とは

## 1-1 防災指針の概要

近年、全国各地で河川堤防の決壊等による浸水や土砂災害が発生し、人命、家屋及び社会経済に甚大な被害が生じています。今後も気候変動の影響等によって、自然災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、令和2(2020)年に改正された都市再生特別措置法等に基づき、災害リスク対策の強化を目的に、立地適正化計画に「防災指針」を追加します。

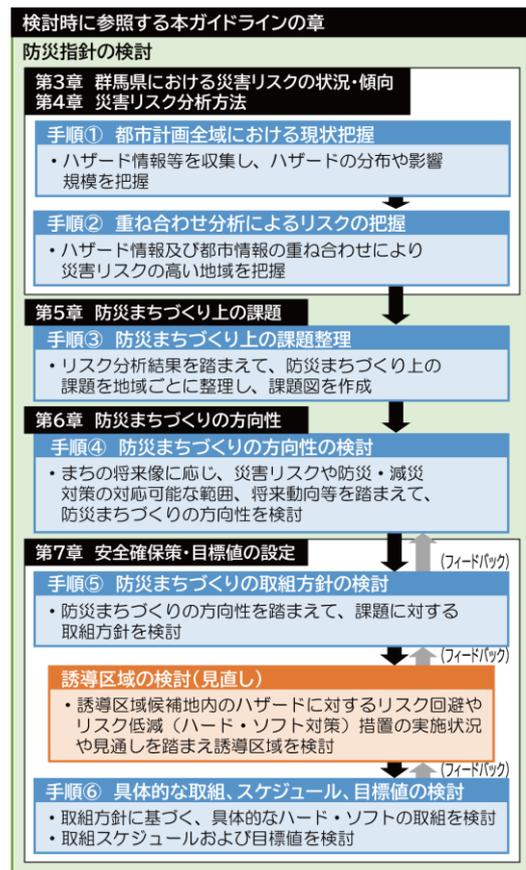
防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（コンパクトで災害に強いまちづくりの方針）として、防災・減災対策と併せて立地適正化計画に定めるものです。

## 1-2 防災指針の策定手順

防災指針については、国土交通省が公表している「立地適正化計画の手引き（令和7(2025)年4月改訂）」及び群馬県県土整備部が作成している「防災指針策定ガイドライン（令和7(2025)年3月）」に示されている手順（右図）に基づき検討します。

なお、防災指針の策定にあたっては、各種ハザード情報をはじめ、「伊勢崎市地域防災計画」及び「伊勢崎市国土強靱化地域計画」等の関連する計画や様々な防災・減災対策事業等との整合や連携を図ります。

図 防災指針の検討フロー



出典：防災指針策定ガイドライン  
(群馬県県土整備部：令和7(2025)年3月)



## 2. 災害ハザード情報の整理

### 2-1 群馬県で想定される災害の概要

県内で想定される災害は、水害、土砂災害、地震、火山の噴火等が想定されます。各災害ハザードの概要については、以下の通りです。

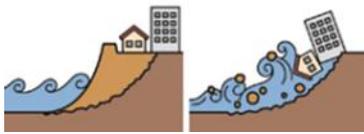
#### (1) 水害

##### ○洪水浸水想定区域

市内を流れる利根川、広瀬川、早川、粕川、蕨川をはじめとする河川において、大雨時の洪水被害（外水氾濫）が想定されています。

群馬県では、様々な降雨規模下での浸水想定（多段階水害リスク評価）を実施しており、本計画では、これらの結果を基に災害リスクの分析を行います。

表 浸水想定概要

情報項目		内容
洪水浸水 想定区域	高頻度 (1/10年)	1年間に発生する確率が1/10(10.0%)程度の降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される深さ
	中高頻度 (1/30年)	1年間に発生する確率が1/30(3.3%)程度の降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される深さ
	中頻度 (1/50年)	1年間に発生する確率が1/50(2.0%)程度の降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される深さ
	中低頻度 (1/100年)	1年間に発生する確率が1/100(1.0%)程度の降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される深さ
	想定最大規模 (1/1,000年)	1年間に発生する確率が1/1,000(0.1%)程度の降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される深さ
浸水継続時間	想定最大規模降雨による氾濫水到達後、一定の浸水深(0.5m)に達してからその浸水深を下回るまでにかかる時間	
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲	出典：内閣府 
家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)	家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸浸食が発生するおそれがある範囲	出典：内閣府 

##### ○雨水出水（内水氾濫）

大雨発生時には、雨量が排水機能を上回り、市街地の側溝や排水路、下水道などが溢れることで、内水氾濫が発生するおそれがあります。

## (2) 土砂災害

土砂災害のハザードを表す代表的なものとして、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域があり、それぞれの現象（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）に対して指定されています。

また、この他に砂防法（砂防指定地）、地すべり等防止法（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域）で規制される区域があり、群馬県では急傾斜地崩壊危険区域が災害危険区域（建築基準法第39条）として指定されています。

なお、本市においては、赤堀都市計画区域内に砂防指定地が指定されています。

## (3) 火山の噴火

群馬県内の火山対策の対象となる活火山は、浅間山、草津白根山、日光白根山の三山となっており、本市においては、火山の大規模噴火が人命・家屋に影響を及ぼす区域はありません。

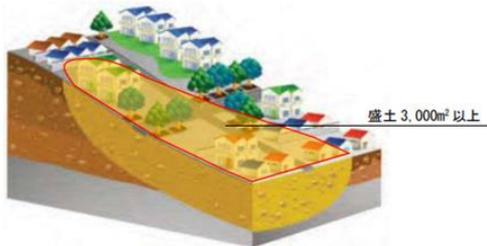
## (4) 地震

平成24(2012)年に実施された群馬県地震被害想定調査においては、大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、自然条件や社会条件のもとで、最新の科学的知見に基づき、地震による被害を想定しており、本市においては、関東平野北西縁断層帯主部及び太田断層による地震被害が想定されます。

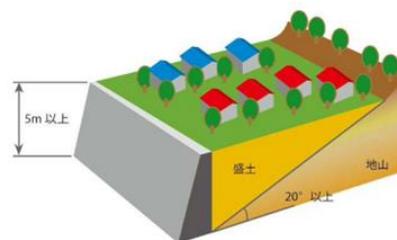
## (5) その他

### ○大規模盛土造成地

大規模な盛土造成を行った宅地において、地震時の滑動崩落による被害が全国で発生しています。このような宅地災害をもたらすおそれのある大規模な盛土造成地を以下のように定義し、その有無や危険性について調査を実施しています。



①谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ  
・沢や谷を埋めた、面積3,000㎡以上の盛土



②腹付け型大規模盛土造成地のイメージ  
・傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の盛土

出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27(2015)年5月）

### ○防災重点ため池

市内にある防災重点ため池（決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれ大きい農業用ため池）については、適切かつ迅速に避難するために、決壊による被害を予測し、浸水想定区域が公表されています。

## 2-2 伊勢崎市における災害リスクと分類

### (1) 伊勢崎市のリスク分類表

災害リスクの分析に向けて、「防災指針策定ガイドライン」を参考に、「伊勢崎市地域防災計画」及び「伊勢崎市国土強靱化地域計画」において対象とする自然災害のうち、過去に被害が大きかったもの、又は社会的影響が大きかったものを、本市における災害リスクの対象とします。

さらに、「伊勢崎市国土強靱化地域計画」において重点化するリスクシナリオに設定され、防災指針においてエリアごとの取組の位置付けが可能となる災害リスクについては、「重視すべきリスク」として整理します。

表 伊勢崎市におけるリスク分類表

◎：該当あり【重視すべきリスク】 ○：該当あり -：該当なし

ハザード分類		考え方	対象	
洪水	浸水 想定有	洪水浸水想定区域	浸水の可能性があるエリアを把握	◎
	浸水 3m以上	浸水深想定最大規模が3m以上の区域	2階建て住宅等で垂直避難が困難であるレベルの浸水が発生するエリアを把握	◎
	浸水 3日以上	浸水継続時間が72時間以上の区域	垂直避難後、生存が困難となる可能性があるエリアを把握	◎
	氾濫流	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	木造家屋が倒壊する可能性があるエリアを把握	◎
	河岸 浸食	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	家屋が倒壊する可能性があるエリアを把握	◎
内水	浸水 想定有等	内水浸水想定区域 内水履歴 アンダーパス等の冠水が懸念される場所	比較的頻度が高く発生する市街地の浸水エリアを把握	○
土砂 災害	特別 警戒等	土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜崩壊危険区域	災害レッドゾーンを把握	-
	警戒	土砂災害警戒区域	警戒避難体制の充実が特に求められる災害イエローゾーンを把握	-
火山 噴火	火砕流等	火山災害にかかるハザードエリア （火砕流と火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流）	火山の大規模噴火が人命・家屋に影響を及ぼすエリアを把握	-
地震	6弱 以上	想定最大深度が6弱以上のエリア	旧耐震基準の建物が倒壊する可能性があるエリアを把握	◎
その他	大規模 盛土	大規模盛土造成地の位置	大規模盛土造成地の位置を把握	○
	ため池 浸水	ため池浸水想定区域	浸水の可能性があるエリアを把握	○

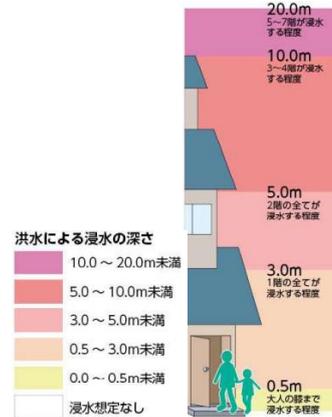
参考：防災指針策定ガイドライン（群馬県国土整備部：令和7（2025）年3月）、伊勢崎市国土強靱化地域計画（令和4（2022）年3月）

## (2) 災害リスク評価の視点

災害リスク評価については、国土交通省が公表している「立地適正化計画の手引き」及び群馬県県土整備部が作成している「防災指針策定ガイドライン」等に基づき、以下の視点から判断しています。

### ○洪水浸水想定区域と建物被害

- ・ 5.0m以上：2階の屋根以上が浸水
- ・ 5.0m：2階の軒下が浸水
- ・ 3.0m：2階床が浸水
- ・ 0.5m：1階床上が浸水
- ・ 0.5m未満：1階床下が浸水



出典：伊勢崎市総合防災マップ  
(令和7(2025)年改訂)

### ○洪水浸水想定区域と避難行動

- ・ 0.5m：徒歩による避難が困難（概ね大人の膝までが浸水）

車が浮き、車とともに流されるなど非常に危険な状態

出典：水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省 令和5(2023)年5月）

### ○指定緊急避難場所の徒歩距離圏（800m）

一般的な徒歩圏：800m（分速 80m×10分）を参考に設定

出典：「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省 平成26(2014)年8月）

### ○浸水継続時間

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあります。

### ○家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水の氾濫流によって家屋が流失・倒壊するおそれや、洪水時の河岸浸食によって家屋を支える地盤が流失する可能性があるため、早期に避難する必要があります。

## 2-3 伊勢崎市における都市情報

災害リスク分析に用いる本市の都市情報は、以下のとおりです。

表 都市の情報

項目	都市情報	出典
人口	○人口 ○高齢者	住民基本台帳 (令和5(2023)年12月31日時点)
建物	○建物(住宅を対象)	令和3(2021)年度都市計画基礎調査
都市機能施設	○主な都市機能施設 (医療施設+介護福祉施設)	群馬県HP (令和6(2024)年度末時点)
	○要配慮者利用施設	伊勢崎市地域防災計画 (令和7(2025)年3月)
避難施設	○指定緊急避難場所【洪水】 (代表的な地点) ○指定緊急避難場所徒歩圏【800m】 (一般的な徒歩圏:分速80m×10分)	伊勢崎市地域防災計画 (令和7(2025)年3月)
緊急輸送道路	○緊急輸送道路 ○防災拠点	群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画 (平成30(2018)年3月)

### 《人口及び建物における区域内外の判断について》

人口及び建物データについて、住所に対する点単位で、区域の内外を判断しました。右図のように、洪水浸水想定区域内に位置する点(図中赤点)を対象に、100mメッシュ単位で集計を行い、分析を行いました。



## 2-4 リスク分類ごとの分析項目一覧

災害ハザード情報に重ね合わせる都市情報と、分析の狙いは、以下のとおりです。

表 分析項目一覧表

大別	分析項目 災害ハザード情報	重ね合わせ分析 (都市情報)		分析の狙い
洪水	洪水浸水想定区域（降雨頻度別）			現状把握
	浸水深	人口		影響規模の把握
	浸水深（3m以上）	人口		
	浸水深（3m以上）	高齢者		
	浸水深（3m以上）	建物		垂直避難の検証
	浸水深（3m以上）	指定緊急避難場所徒歩圏		水平避難の検証
	浸水深（3m以上）	都市機能施設		都市機能への影響把握
	浸水深	要配慮者施設		要配慮者の影響検証
	浸水深（3m以上）	要配慮者施設		
	浸水深（0.5m以上）	緊急輸送道路		輸送ネットワークへの影響把握
	浸水継続時間			現状把握
	浸水継続時間（3日以上）	人口		影響規模の把握
	浸水継続時間（3日以上）	高齢者		
	浸水継続時間（3日以上）	建物		垂直避難の検証
	浸水継続時間（3日以上）	指定緊急避難場所		水平避難先の有効性を確認
	浸水継続時間（3日以上）	都市機能施設		都市機能への影響把握
	浸水継続時間（3日以上）	緊急輸送道路		輸送ネットワークへの影響把握
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）			
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（河岸浸食）		建物		家屋倒壊規模の把握
内水	平成 23(2011)年 9月 1 日の台風 12 号の集中豪雨による被害履歴			被害履歴の確認
地震	震度分布			現状把握
	液状化分布			
	建物全壊率			
その他	大規模盛土造成地			現状把握
	防災重点ため池の浸水想定区域			現状把握

※「防災指針策定ガイドライン（令和7(2025)年3月）」を参考に設定

※可視化分析の詳細は、別冊資料編に掲載

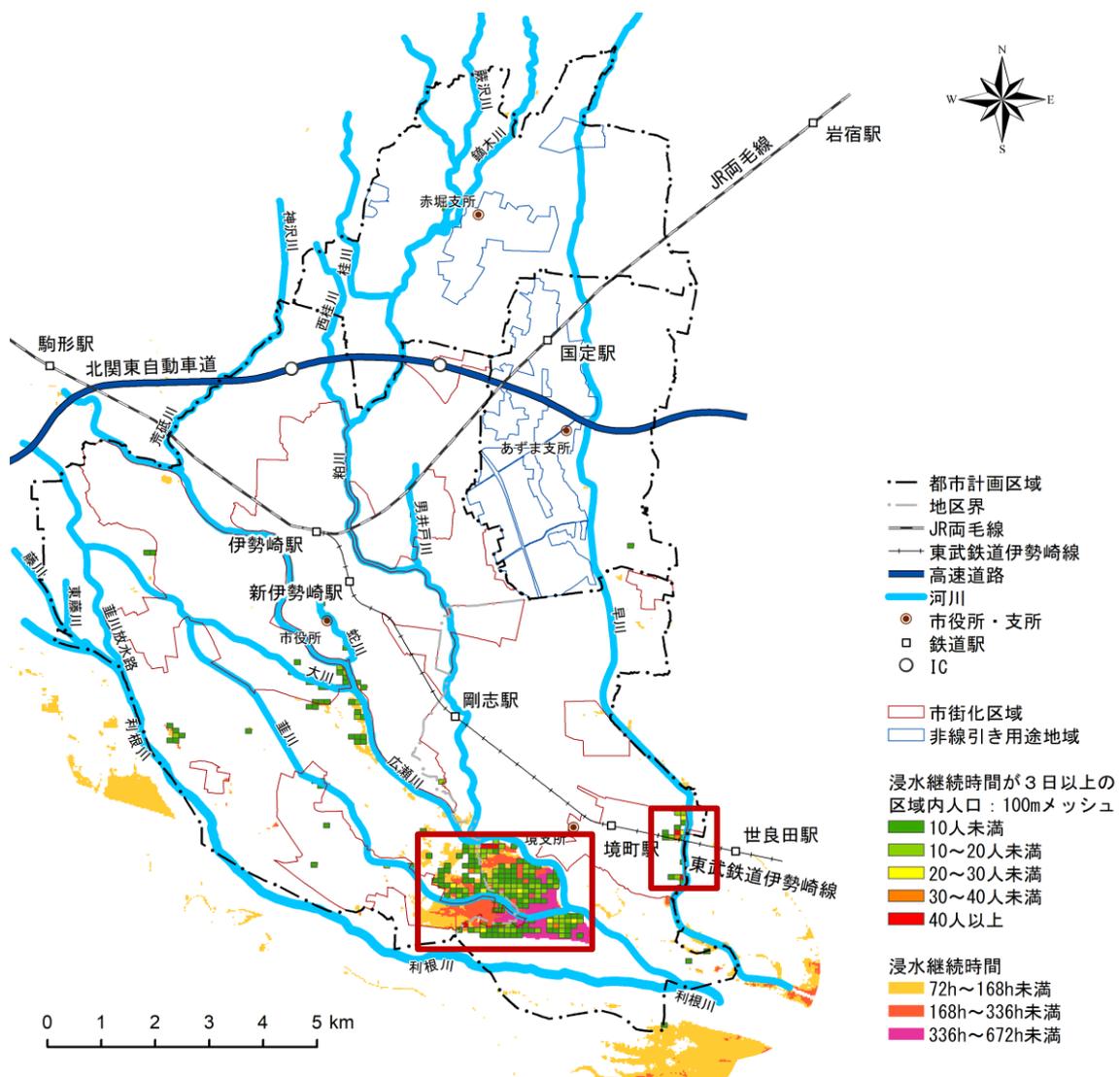
【分析例：浸水継続時間：3日以上 × 人口（100mメッシュ当たり）】

分析の視点 浸水による避難が長期化する市民はどの程度か

浸水継続時間が3日（72時間）以上となる区域の人口をみると、広瀬川と葦川の合流点（境小此木、境島村）周辺で10人以上のエリアがまとまってみられます。

また、市街化区域内の境町駅東部（境女塚及び境三ツ木）では、40人以上のエリアもみられます。

図 浸水継続時間：3日以上 × 人口（100mメッシュ当たり）



出典：提供データ（国土交通省高崎河川国道事務所、国土交通省利根川上流河川事務所、群馬県河川課、埼玉県河川砂防課）を基に加工  
住民基本台帳（令和5（2023）年12月31日時点）

## 3. 防災まちづくりに向けた課題

### 3-1 課題の整理

リスク分類ごとの分析結果を踏まえた防災まちづくりに向けた課題は、以下のとおりです。

#### (1) 災害に対して共通する課題

##### ○安全な避難空間・経路等の確保

災害が発生した場合に備え、生命を守り被害を最小限に抑えるために、安全に避難できる空間と避難や緊急輸送の経路等の確保が求められます。

##### ○防災拠点等の安全性の確保

市庁舎等是对策本部が設置されるなど、災害時には中枢的な機能・役割を持つ重要な拠点となっています。また、不特定多数の人が利用する建築物は、災害に対する備えが不足した場合、人的な被害の発生・拡大を招くおそれがあることから、様々な災害に対して安全で機能維持できることが望まれます。

##### ○ライフラインの機能維持

電気や通信、上下水道などのインフラ施設は、発災後の救急・救援、復興を支える重要な施設であることから、災害時の機能維持が求められます。

##### ○情報の伝達体制の確保

災害の発生に対し、最低でも市民の生命を守る観点からは、できる限り早く安全な場所へ避難することが不可欠であることから、発災時に様々な状況下にある市民に対し、気象警報や避難指示等を迅速かつ確実に伝達することが求められます。



## (2) 洪水（外水氾濫）による災害リスクを踏まえた課題

### ○水害に対する安全な避難空間の確保

既に指定されている指定緊急避難場所から歩行距離 800m以上の区域がみられることから、安全な避難場所の確保を検討することが望まれます。

### ○浸水に対する安全な建築物の立地誘導

既に市街化が進んでいる浸水想定区域においては、浸水に対して安全な建築物の立地を誘導していくことが望まれます。

### ○災害時要配慮者への支援

浸水想定区域内で高齢者が多く居住する区域や要配慮者利用施設においては、早期かつ確実な情報把握、避難、生活手段の確保などを支援していくことが望まれます。

### ○水害の予防

本市においては、河川沿岸を中心に広く洪水（外水氾濫）による浸水が想定されていることから、予防措置の強化が求められます。

また、水防施設については、災害時に本来持つべき機能を適切に発揮できることが求められます。

### ○水害リスクを軽減する土地利用の誘導

浸水が想定される区域において、土地利用や建築物の立地が進むことは、水害による被害リスクを増大させることにつながるため、今以上に水害リスクを高める土地利用や建築行為をできる限り抑制することが望まれます。

そのため、浸水想定区域のうち、自宅での垂直避難が困難となる浸水深が3 m以上で、浸水継続時間が 24 時間以上となることが想定されるリスクが高い区域については、住民への周知期間を十分に考慮するとともに、今後の防災・減災対策の進捗を見据えたうえで、居住誘導区域（都市機能誘導区域）の見直しの検討が求められます。

### (3) 雨水出水（内水）による災害リスクを踏まえた課題

#### ○道路冠水箇所における浸水被害の防止

平成23(2011)年には台風12号に伴う集中豪雨により、市南部において道路冠水が発生していることから、こうした道路冠水箇所における浸水被害を防止することが求められます。

#### ○雨水排水・浸透機能の向上

雨水出水（内水）は降雨量が雨水排水施設の容量を上回ることによって発生することから、総合的な雨水出水（内水）対策を講じることが求められます。

### (4) 地震における災害リスクを踏まえた課題

#### ○建築物の耐震・不燃化の促進

市内には、昭和56(1981)年以前に建築され、耐震性能が十分でない可能性のある建築物があり、地震による建築物の全壊率が20%以上となる区域が分布していることから、建物の倒壊による人的な被害、避難や緊急車両の通行に支障を来すおそれのある道路閉塞などを防止することが求められます。

また、地震発生時等において同時多発的に火災が発生した場合の延焼拡大から、市街地大火への被害拡大を防止することが求められます。

#### ○地盤の液状化の防止

本市においては、河川沿岸を中心に軟弱な砂層が分布しており、地盤の液状化が発生するおそれがあることから、必要に応じて液状化対策の実施を促進することが望まれます。

#### ○密集市街地の改善

古くから市街化が進んだ中心市街地等においては、老朽木造住宅が残り、道路が狭あいであるなど、地震やそれに伴う火災の発生に対して脆弱な密集住宅市街地が形成されていることから、災害に対する防災性を高めることが求められます。

### (5) 大規模盛土造成地における災害リスクを踏まえた課題

#### ○継続的なモニタリングの実施

現時点においては、要件を満たす区域を抽出する第一次スクリーニングの結果から、市内の8箇所が大規模盛土造成地と判定され、それに続く第二次スクリーニングの実施により、「滑動崩落の可能性は小さい」と判断されています。

しかしながら、経年的な地盤状況の変化や擁壁等の劣化などにより、滑動崩落が発生する可能性も否定できないことから、必要に応じてモニタリングを実施することが望まれます。



### (6) 防災重点ため池における災害リスクを踏まえた課題

#### ○決壊による災害の防止

市内のため池は、明治以前に築造されたものが多く、施設の老朽化が進行していることから、決壊による災害の防止策を講じていくことが求められます。

### (7) 防災コミュニティに関わる課題

#### ○自助・共助による防災体制の強化

本市においては、河川沿岸を中心に広範囲で浸水することが想定されるほか、地震と滑動崩落などの複合災害の発生も懸念され、行政のみでは対処しきれないことも想定されます。

このことから、本市で発生が想定される水害や地震災害などに対し、行政が実施する各種ハード・ソフト対策「公助」と、自分や家族の身の安全を確保するための「自助」、災害時要配慮者の避難を地域ぐるみで支援するなど地域の安全をともに高めていく「共助」の相互連携により、防災体制を総合的に強化していくことが求められます。

### 3-2 災害リスクの高い地域等の整理

#### (1) 水害

図 浸水深想定最大規模

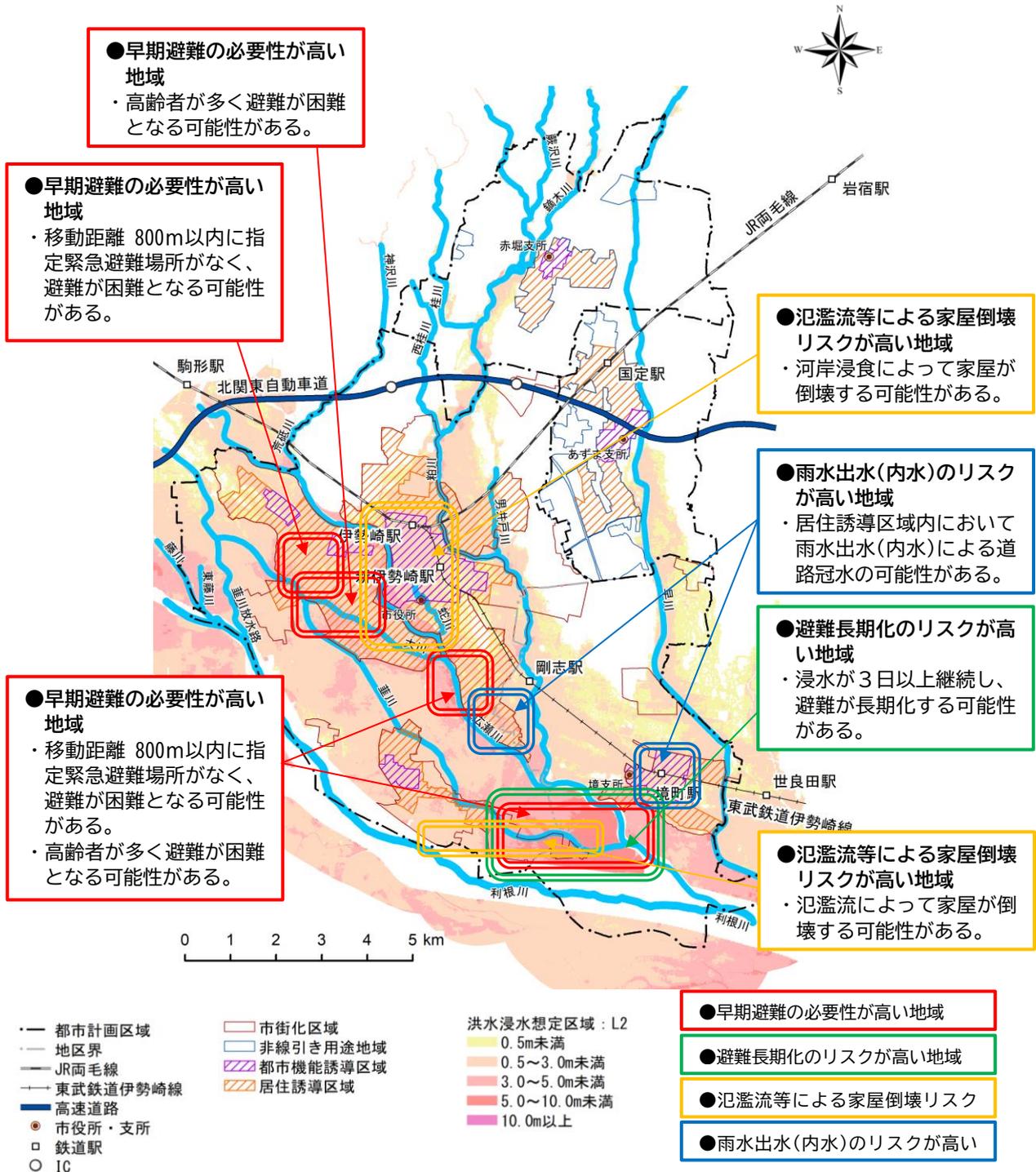
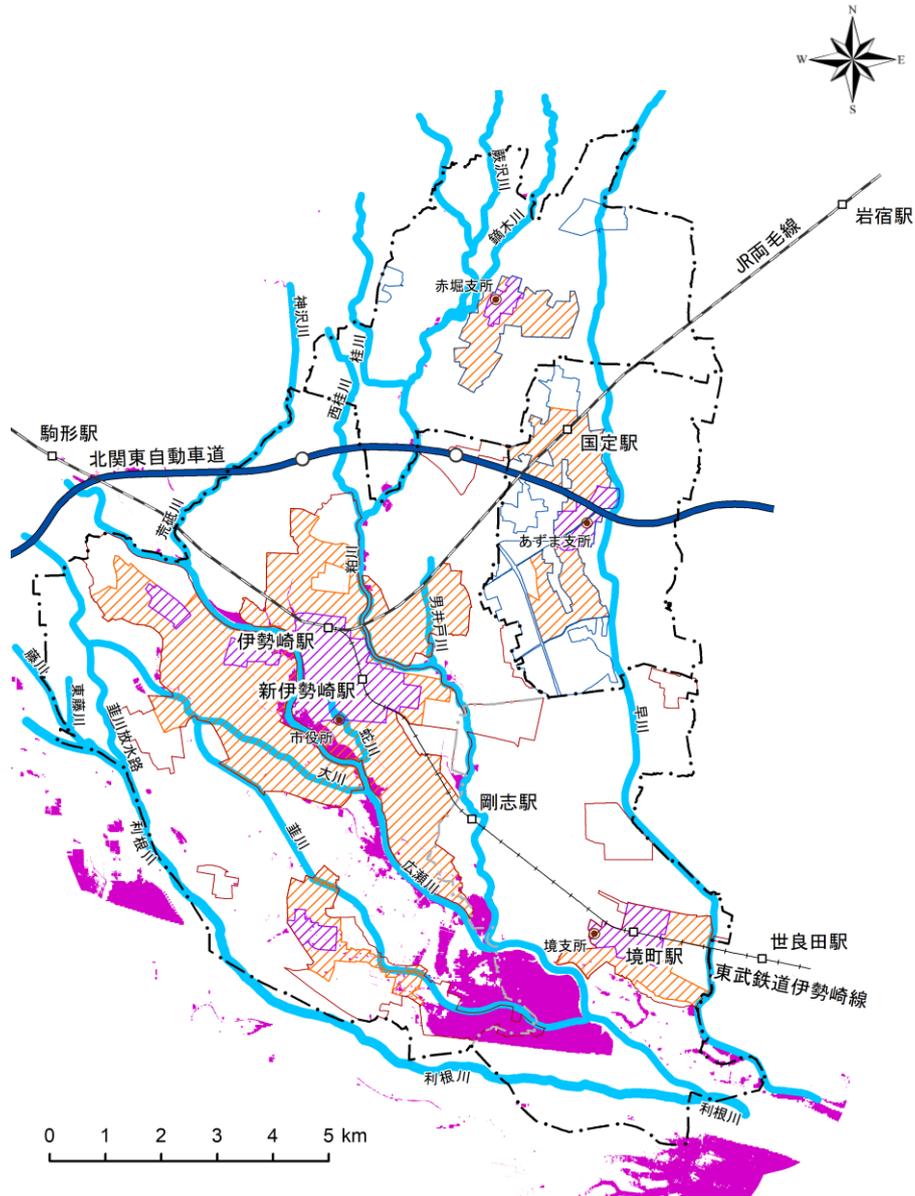




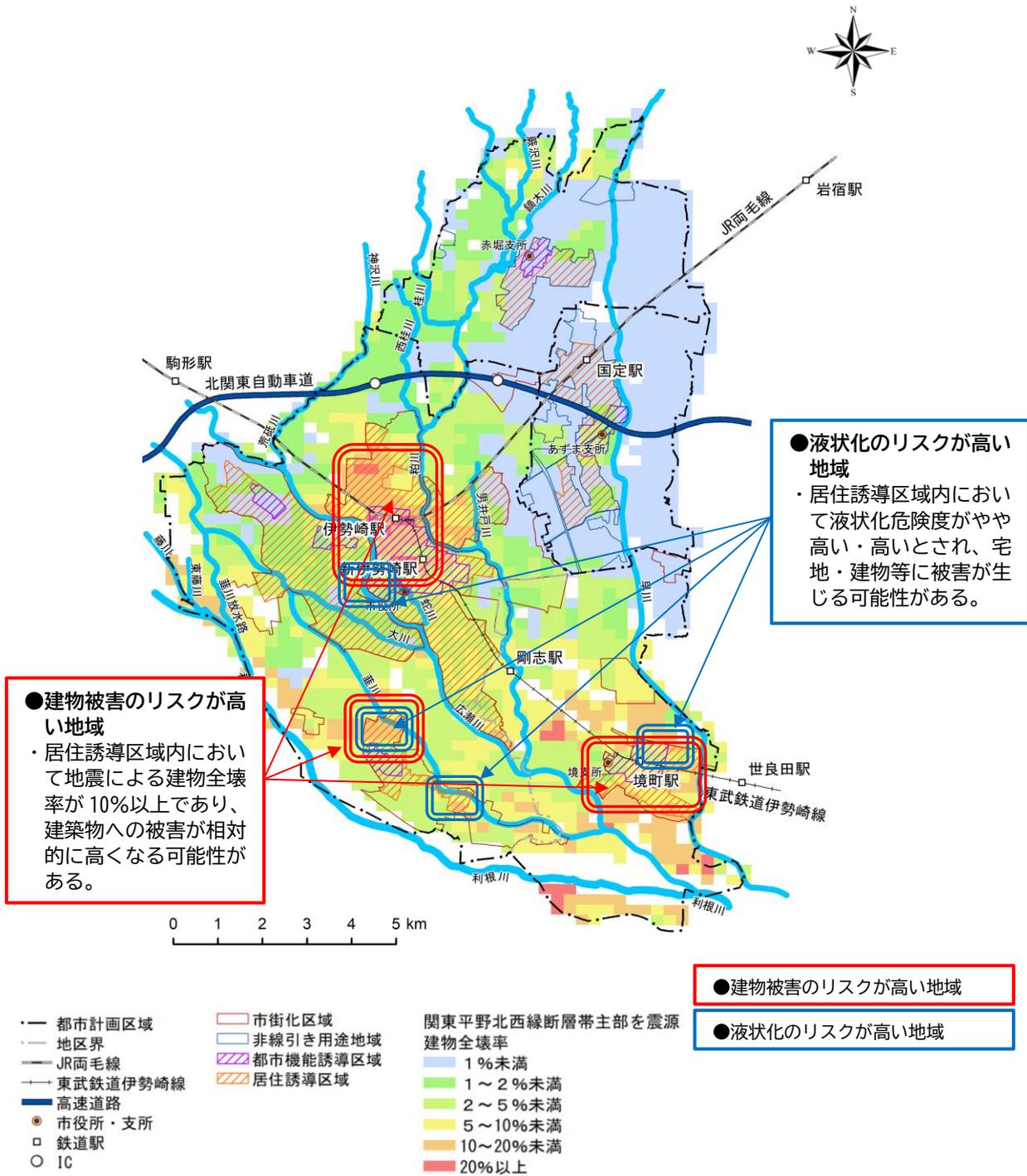
図 浸水深が3 m以上で、浸水継続時間が24 時間以上となる区域



- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画区域</li> <li>— 地区界</li> <li>— JR両毛線</li> <li>— 東武鉄道伊勢崎線</li> <li>— 高速道路</li> <li>● 市役所・支所</li> <li>□ 鉄道駅</li> <li>○ IC</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> <li>非線引き用途地域</li> <li>都市機能誘導区域</li> <li>居住誘導区域</li> </ul> | <p>【水害リスクが大きいエリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3 m以上かつ</li> <li>浸水継続時間24h以上</li> </ul> |
|---|---|---|

(2) 地震

図 関東平野北西縁断層帯主部を震源とする場合の建物全壊率





## 4. 防災まちづくりの方向性

### 4-1 防災まちづくりの目標・基本方針

本市は、赤城山麓の南面に位置し、北部に一部丘陵地があるものの、全体としては平坦地であり、南部には利根川が流れ、その支流である広瀬川、粕川、早川などの河川が南に向かって流れています。こうした地形条件から、台風や豪雨などによる河川の越水や氾濫により、洪水（外水氾濫）が発生した場合、広範にわたって浸水し、地区によっては5.0～10.0mの浸水深となることが想定されます。

群馬県を震源とする被害地震は少ないものの、北関東においても巨大地震が発生する可能性は否定できず、河川沿岸を中心に液状化が発生しやすい軟弱な砂層も分布することから、水害や地震に伴う被害の発生が懸念されます。

このため、防災まちづくりにおいては、都市計画マスタープランにおける基本目標2「安全で安心して暮らせる強くてしなやかなまち」の実現を目標に掲げ、想定される大規模自然災害を前提に、市民や事業者、地域、行政が連携し、「いのちを守る 暮らしを守る みんなで守る」の視点から、以下のとおり防災まちづくりの基本方針を定めます。

#### <防災まちづくりの目標>

都市計画マスタープラン 基本目標2:「安全で安心して暮らせる強くてしなやかなまち」の実現

#### <防災まちづくりの基本方針>

いのちを守る安全なまち 暮らしを守る安心できるまち みんなで守る災害に強いまち

## 4-2 取組方針

### ○『いのちを守る』安全なまち

市民の生命を守ることができるまちの実現を目指し、想定される大規模自然災害が発生しても身の安全が確保できる空間に避難でき、構造物が倒れない、燃え広がらないまちづくりを進めます。

このため、高齢者等の災害時要配慮者の避難行動を考慮した避難場所・避難路等の確保とともに、早期の避難行動を促すための気象警報等の伝達体制及び警戒避難体制の強化、耐震・不燃化の促進などに取り組みます。

また、災害リスクに関わる情報の公表・周知などにより防災意識を高め、地域住民が主体となった的確な避難行動を促す取組を進めます。

### ○『暮らしを守る』安心できるまち

市民の財産・暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、中長期的に災害の予防対策を講じることで、災害の発生リスクを軽減するまちづくりを進めます。

このため、関係機関との連携のもとで、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画等に基づく河川整備や、水防計画に基づく水害の未然防止対策の実施、水防活動の体制の充実に取り組むなど、災害発生の予防措置を講じます。

また、市民の生命・財産を守るため、災害リスクの高い区域での土地利用や建築行為の抑制を検討するとともに、市街地開発事業等による市街地の改善などに取り組みます。

### ○『みんなで守る』災害に強いまち

市民の生命と暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、地域住民と行政の連携による防災活動を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

このため、防災知識や自助・共助の考え方などの普及に取り組むとともに、自主防災組織による防災訓練等の実施を支援することで、災害に強いまちの実現に向けた市民意識の醸成を図ります。

また、高齢者など災害時要配慮者の安全な避難を支えるしくみの充実に取り組みます。



## 5. 具体的な取組、スケジュール、目標値の設定

### 5-1 具体的な取組とスケジュール

「安全で安心して暮らせる強くてしなやかなまち」の実現に向けて、防災まちづくりの基本方針に基づき、具体的な取組を進めます。優先度については、「伊勢崎市国土強靱化地域計画」における重点化するリスクシナリオと関連性の高い取組を対象とし、災害リスクの高いものを重点的に実施します。

なお、地域ごとの取組については、「第5章 地域づくりの方針（地域別構想）」(P.77～)に記載します。

#### 参考 「伊勢崎市国土強靱化地域計画」におけるリスクシナリオ

■：重点化するシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
	1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-3 大雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-4 猛暑による熱中症を伴う多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

■：重点化するシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4-2 食料等の安定供給の停滞
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2 上水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
	5-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	6-2 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出
	6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

出典：伊勢崎市国土強靱化地域計画（令和4（2022）年3月）



(1) 『いのちを守る』安全なまちに向けて

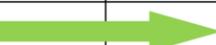
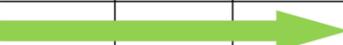
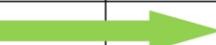
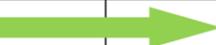
凡例：重点的に実施 継続的に実施

取組	優先度	実施主体	実施時期		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
<b>共通</b>					
災害リスクに対する居住誘導区域の見直し	○ (1)	市			
安全な指定緊急避難場所等の安全確保	○ (1)	市			
公共建築物及び防災上重要な施設の堅牢化	○ (3)	市			
避難路等の整備	○ (1)	県・市			
ライフライン施設等の機能確保		市・事業者			
気象警報等伝達体制の整備	○ (1)	国・市			
<b>洪水（外水氾濫）</b>					
避難場所の指定見直し	○ (1)	市			
避難場所の耐水化・堅牢化	○ (1)	市			
避難場所として民間施設の利活用促進	○ (1)	市・事業者			
地区計画等の活用による安全性の確保	○ (1)	市			
要配慮者利用施設の指定	○ (1)	市			
避難確保計画の作成促進	○ (1)	市			
災害リスクの高いエリアでのいせさき情報メールの登録促進	○ (1)	市			
<b>雨水出水（内水）</b>					
冠水箇所への注意喚起の強化	○ (1)	市			
<b>地震</b>					
幹線道路の整備		国・県・市			
延焼火災による被害拡大の抑制	○ (1)	市			
建築物の耐震化の促進	○ (1)	市			
液状化対策の知識の普及		市			
公共施設等における液状化被害の防止	○ (3)	市			
<b>防災重点ため池</b>					
災害リスクの周知	○ (1)	市			

※ ( ) 内の数字は、本計画 P. 220 の『参考 「伊勢崎市国土強靱化地域計画」におけるリスクシナリオ』における事前に備えるべき目標と対応

(2) 『暮らしを守る』安心できるまちに向けて

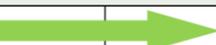
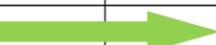
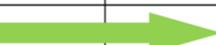
凡例：重点的に実施  継続的に実施 

取組	優先度	実施主体	実施時期		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
洪水（外水氾濫）					
河川改修事業等の推進		国・県・市			
適正な土地利用の推進		県・市			
水防計画に基づく水害の未然防止		市			
災害未然防止活動体制の整備		市			
雨水出水（内水）					
雨水排水施設の整備による被害の防止		市			
地震					
密集市街地の整備	○ (1)	市			
大規模盛土造成地					
宅地の耐震化		市			
防災重点ため池					
ため池等整備事業等の推進	○ (6)	市			

※（ ）内の数字は、本計画 P. 220 の『参考 「伊勢崎市国土強靱化地域計画」におけるリスクシナリオ』における事前に備えるべき目標と対応

(3) 『みんなで守る』災害に強いまちに向けて

凡例：重点的に実施  継続的に実施 

取組	優先度	実施主体	実施時期		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通					
防災知識の普及	○ (1)	市			
防災知識の普及啓発資料の作成・配布等	○ (1)	市			
自主防災体制の育成強化	○ (1)	市			
防災訓練の実施指導	○ (1)	市			
要配慮者等の安全確保	○ (1)	市・施設 管理者			

※（ ）内の数字は、本計画 P. 220 の『参考 「伊勢崎市国土強靱化地域計画」におけるリスクシナリオ』における事前に備えるべき目標と対応

## 5-2 災害リスクの高い地域における主な取組

### (1) 水害

図 浸水深想定最大規模

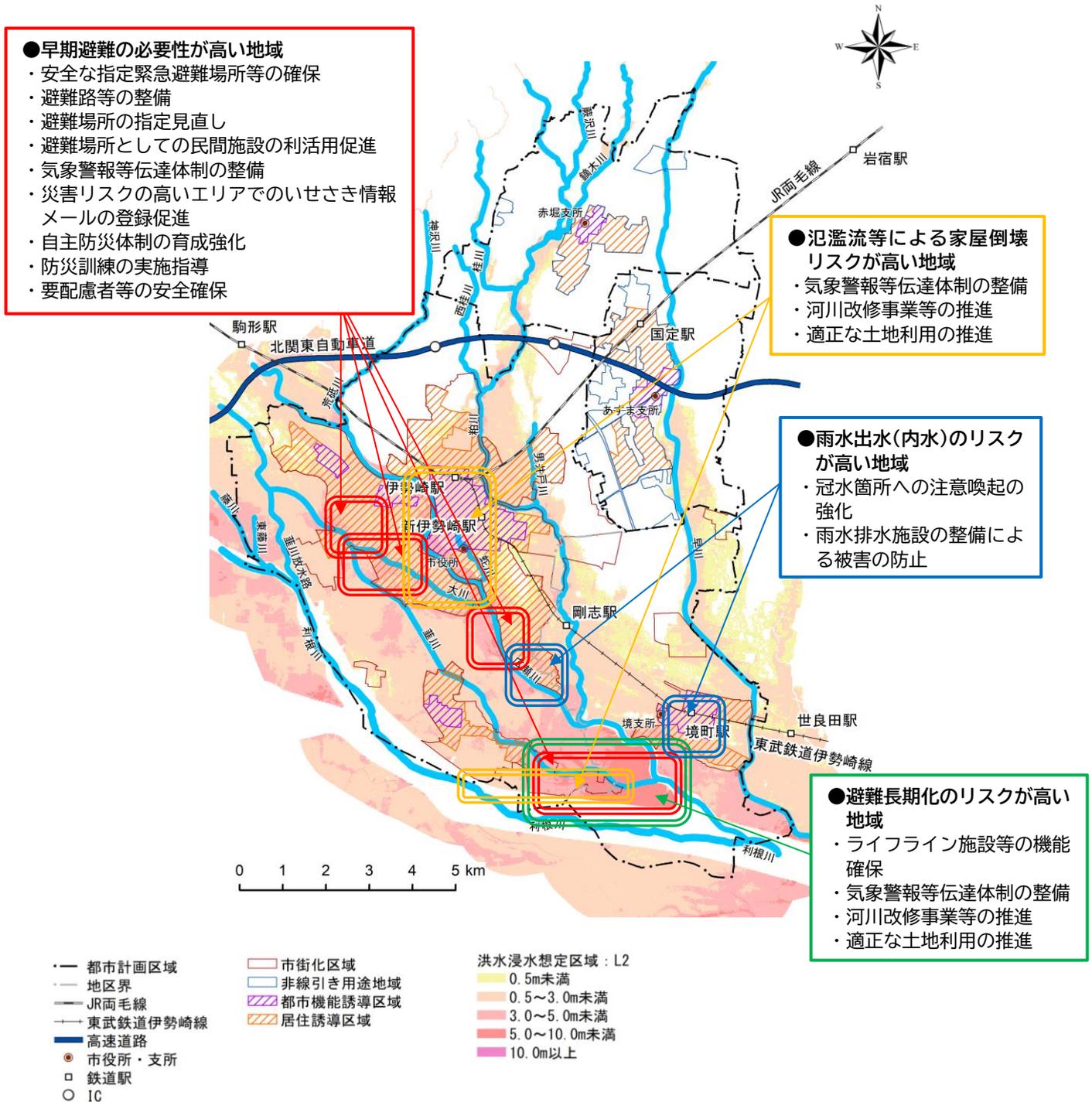
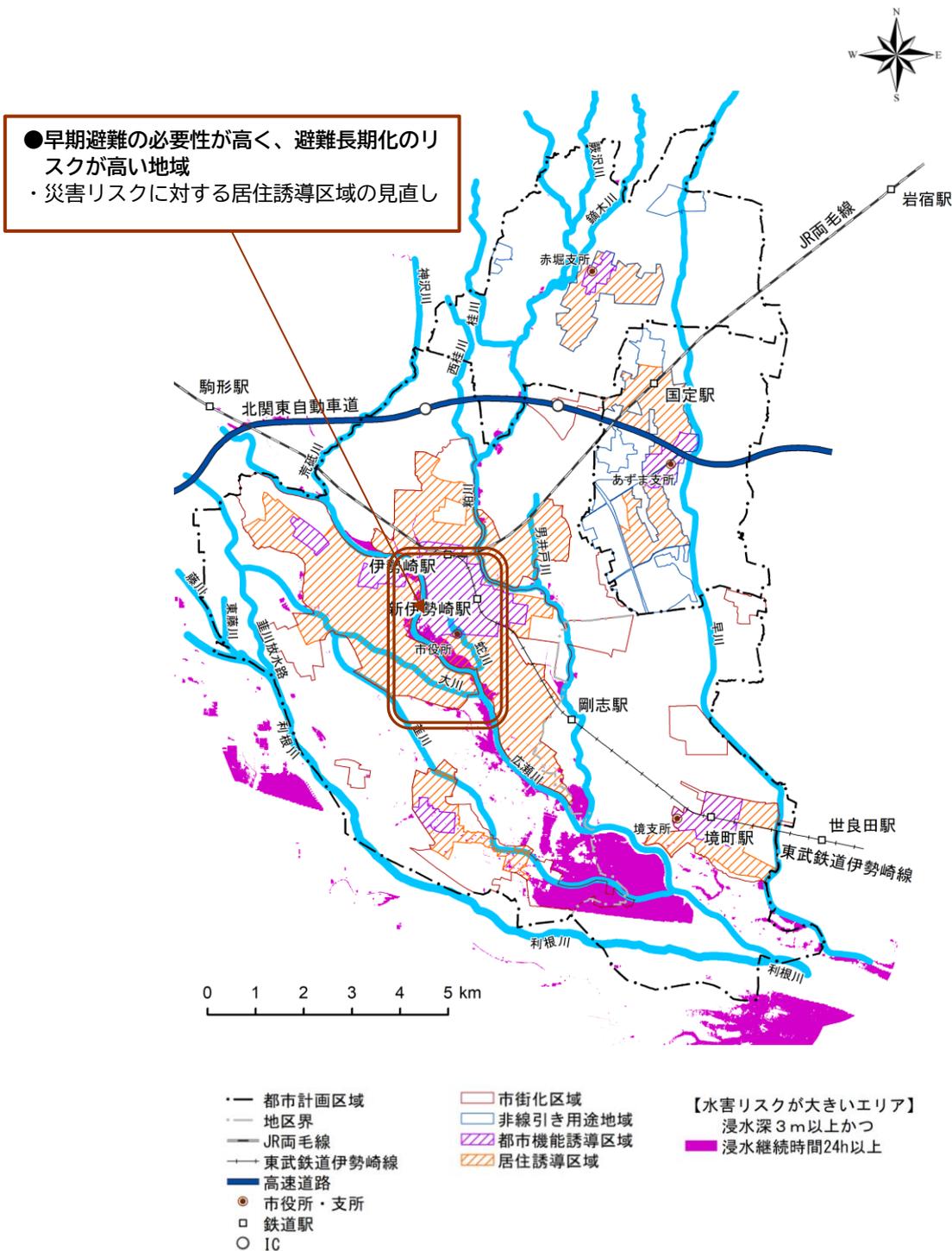
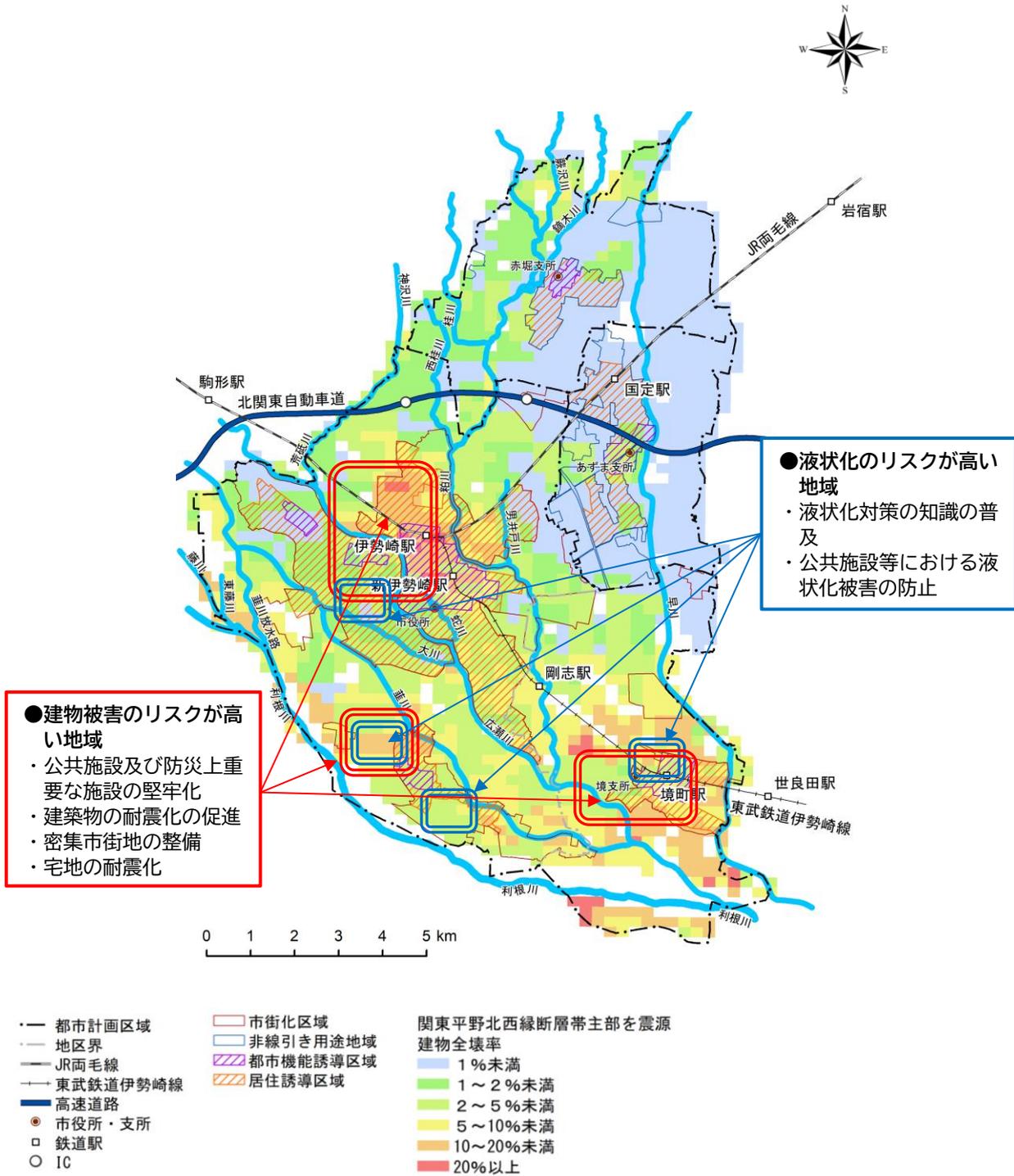


図 浸水深が3 m以上で、浸水継続時間が24 時間以上となる区域



(2) 地震

図 関東平野北西縁断層帯主部を震源とする場合の建物全壊率



## 5-3 目標値

### (1) 評価指標と目標値

激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命と暮らしを守ることで、安全で安心な居住環境が形成されることから、防災まちづくりの目標である「安全で安心して暮らせる強くてしなやかなまち」の実現（防災指針）の評価指標を設定し、「第11章 定量的な評価指標」（P.243）に示します。

### (2) 期待される効果と効果指標

防災まちづくりの目標の評価指標の達成により、身の安全が確保されること、災害による物的な被害が抑えられることで、防災まちづくりの基本方針である「いのちを守る安全なまち 暮らしを守る安心できるまち みんなで守る災害に強いまち」が実現されることが期待されます。

このことから、期待される効果を客観的に測る効果指標を設定し、「第11章 定量的な評価指標」（P.243）に示します。

